文教施設における多様な PPP/PFI の

先導的開発事業（令和 3 年度）成果報告書

令和４年３月北川村教育委員会

はじめに

2022 年 11 月に発表された 2020 年の国勢調査の確定値によると、北川村の人口は 1,146 人となり、５年前より 148 人、率にして 11.4%減少と国推計よりも 1.5%人口減少が進んでいる実態が明らかとなった。また、このままのペースで人口減少が進めば、あと５年後には本村の人口は千人を割るという推計がなされ、このことが村民に少なからず衝撃を与えたのは記憶に新しい。同じく 2020 年度には、「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が 2015 年の制定から５年後の見直しにより２期目を迎えたが、北川村が目指す姿として掲げている 2060 年に「千人の家族が子どもを育む　ゆず王国北川村」を達成する基本政策のひとつとして「子育て・教育ビジョンに基づいた子育て教育環境の整備」が位置づけられたところである。

2020 年度は教育においても新しい時代の幕開けとなった。この年から小学校、翌 2021 年度には中学校の新学習指導要領が完全実施となり、「主体的・対話的で深い学び」の導入をはじめ、小学校外国語活動の教科化やプログラミング教育の必修化など、新しい教育が展開されることとなった。また、近年は「令和の日本型学校教育」として、「個別最適な学び」「協働的な学び」、「ICT の一層の活用」など、令和の時代における学びの方向性が示された。

本村においても、これら新しい教育の具現化を図っていかなければならないところであるが、こと保育所及び小中学校などの文教施設においては、元々が昭和の時代の子育てや教育を想定して建設されており、子どもの学びを支える未来志向の施設はもとより、人口千人を維持するために村内外から子どもを通わせたいと思えるような魅力的な施設とはなりえていないことも明白となった。

このような本村のおかれた状況に鑑み、ハード・ソフトの両面で、北川村ならではの子育て教育環境とは何かを徹底的に議論するため、2021 年７月に北川村文教施設・子育て教育環境等整備事業基本計画検討委員会を設置した。検討に際しては、延べ 69 人の村民参加のワークショップ、延べ 108 人の児童生徒参加のワークショップ、延べ 51 人の教職員参加のワークショップそれぞれから出された意見を余すことなく報告し、検討委員の御意見を踏まえ、本報告書として取りまとめたものである。

委員長である学校法人高知学園高知中学校高等学校校長の永野隆史先生をはじめ、検討委員の皆様には全９回にわたり様々な観点から貴重な御意見をいただいた。

先人たちが過去幾度となく国難に遭遇した際、教育の充実を通じて子どもたちに未来を託したように、本報告書が、人口減少から将来的に地域から学校がなくなるかもしれないという本村の危機的な状況を救う指針となることを期待するとともに、未来を生きる子どもたちのための教育の道しるべとなることを切に願ってやまない。

2022 年２月 21 日

北川村教育長

北川村文教施設・子育て教育環境等整備事業基本計画検討委員

田　中　勝　之

目次

第１章　基本計画の背景 4

１．北川村の概要 4
（１）北川村の位置・地勢について 4
（２）気候 5
（３）交通 5
（４）産業・文化 5
（５）防災 6
（６）人口 6
２．北川村の教育の概要 8
（１）将来人口の推計と保育所・小中学校の在籍人数 8
（２）地域から学校をなくさない 8
（３）北川村の教育目標と目指す子ども像（北川村子育て・教育ビジョン） 9
（４）特徴的な取り組み 10
３．これから目指す教育のあり方 12
（１）北川村の子どもたちと、教育の現状、教育への展望 12
（２）教育の方向性 13
（３）保幼小中一体的な教育の確立（15 年一貫学園構想） 14
（４）特色かつ魅力ある教育活動の創造 14
（５）地域と共にある学校づくりのさらなる推進 14
４．北川村の文教施設・子育て教育施設の概要 15
（１）教育施設の立地状況 15
（２）建物の概要 15
５．基本計画策定のプロセス 17
（１）基本計画策定の体制 17
（２）基本計画策定のプロセス 17
（３）ワークショップの実施状況 19
（４）アンケートについて 19

第２章　文教施設・子育て教育環境等整備事業の基本方針及び基本計画 20

１．本事業の基本的方針 20
（１）本事業計画の目的 20
（２）北川村の文教施設、子育て教育環境等における課題 20

（３）「北川村ならではの教育」を支える環境づくりの指針 25
（４）環境づくりにおける３つの実現目標 25
２．環境づくりの具体的な取り組み目標 26
（１）Ⅰ．０歳～15 歳の一体的な教育環境づくり（幼保一体化＋義務教育学校化） 26
（２）Ⅱ．北川村だからできる「子育ち」環境づくり（学校施設への公共機能の複合化） 26
（３）Ⅲ．誰でも身近に気軽に立ち寄れる、魅力発信・村民活動・子育ての拠点づくり 27
３．環境づくりのデザインコンセプト 28
第３章　計画条件について 30
１．計画対象とする施設の想定 30
２．計画規模 30
（１）園児・児童・生徒数 30
（２）計画学級数 30
（３）教職員数 31
（４）その他利用者 31
（５）計画における設置基準面積 31
（６）計画敷地 31
（７）施設計画の概要 34
第４章　施設の計画 35
１．施設計画にあたって 35
２．施設計画の５つの視点と方向性 35
（１）５つの視点について 35
（２）５つの視点の方向性について 35
３．計画する施設の構成 39
（１）３つの施設の一体的な整備 39
（１）学校と公共的機能が複合化し、共創する「学びのひろば・ゆずのたね」のイメージ 40
（２）施設の機能構成について 41
（３）３つのエリアとそれぞれの施設の計画 42
（４）特別教室の利用率算定 44
（５）各室数と面積の構成 46
（６）配置計画の目標 50
第５章　多様な官民連携のあり方について 51
１．官民連携（PPP/PFI）を検討する背景について 51

２．PPP/PFI における事業手法について 51
（１）PPP/PFI について 51
（２）全国の事例について 61
（３）複合化に関わる法的整理 66
（４）サウンディング結果について 69
３．VFM の算定及び定性的評価について 76
（１）VFM について 76
（２）VFM に関する前提条件の整理 78
（３）北川村における VFM について 80
（４）官民連携における定性的評価について 84
４．北川村における官民連携の方向性について 85
第６章　今後の事業スケジュールと今後検討すべき課題 87
１．ロードマップ 87
（１）想定プロセス（PFI 法に則った場合） 87
（２）事業化に向けたスケジュール 88
２．今後検討すべき課題 90
（１）複合施設の範囲の設定 90
（２）公的不動産の有効活用 90
（３）資金調達について 90
（４）庁内体制の仕組み 91
（５）地域を巻き込んだ事業推進方法の構築 91
参考資料 92

第１章　基本計画の背景

１．北川村の概要

（１）北川村の位置・地勢について

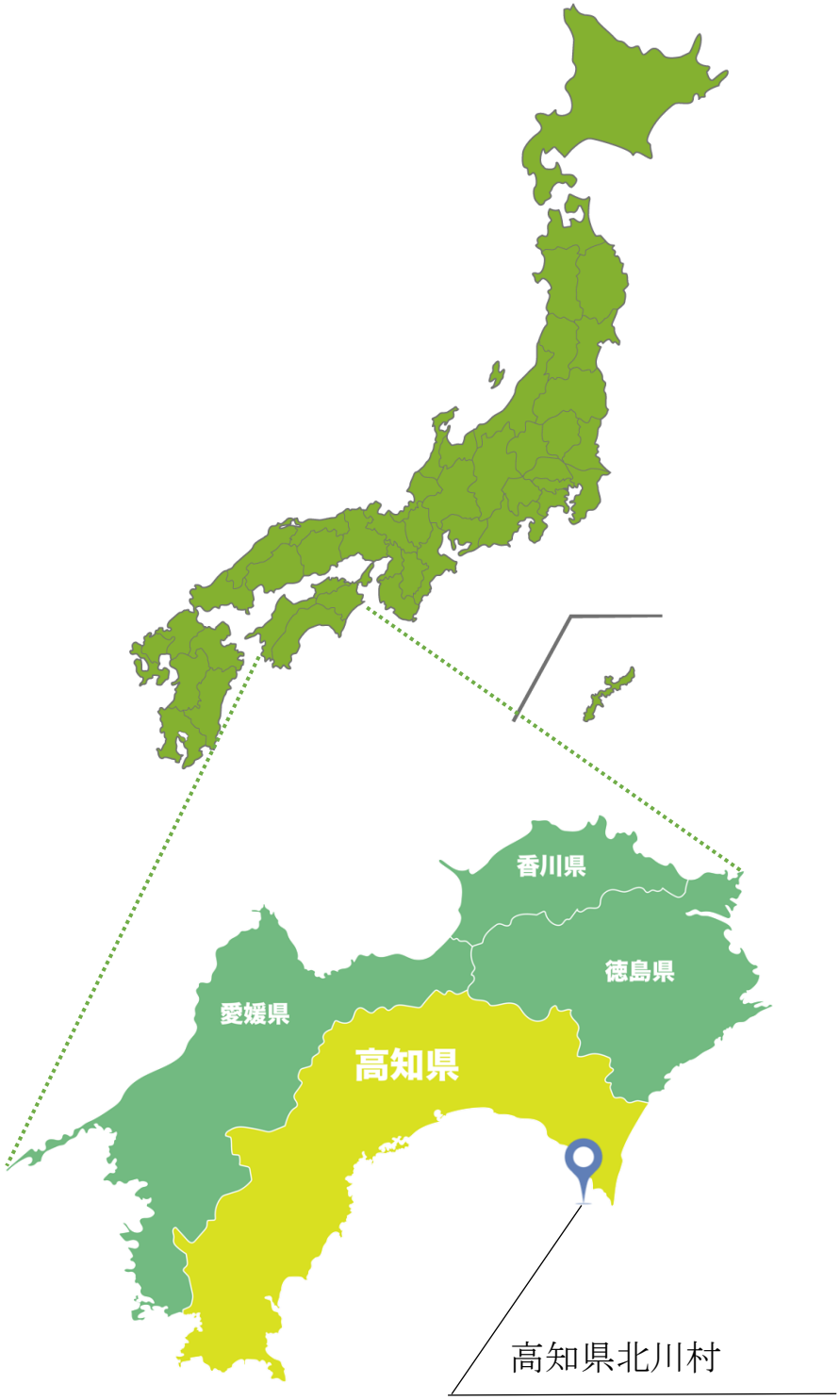

高知県の東部に位置する北川村は、村域のほぼ中央部を南下する奈半利川を挟んだ、東西最大幅は 17km、南北最大幅は約 23km にわたる、面積 196.73 ㎢を占める地域である。

（２）気候

北川村は、平均気温 16.3℃、降雨量 3,000～4,000㎜と年間を通じ温暖多雨な気候である。また、例年夏場（６月～10 月）には台風が通過することもあり、１月上旬から２月下旬にかけては、たまに降雪を見ることがあるが、積雪はほとんどない。

（３）交通

北川村は、東部広域地域に位置しており、幹線的な公共交通機関として、第３セクターの土佐くろしお鉄道が運行する南国市と奈半利町を結ぶ鉄道（土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線）や、鉄道に平行・接続する形で運行されている高知東部交通の幹線バス（３路線）が高知県東部に運行されている。また、支線的な公共交通・移動手段としては、田野町、奈半利町と北川村間にはコミュニティバスが運行されている。

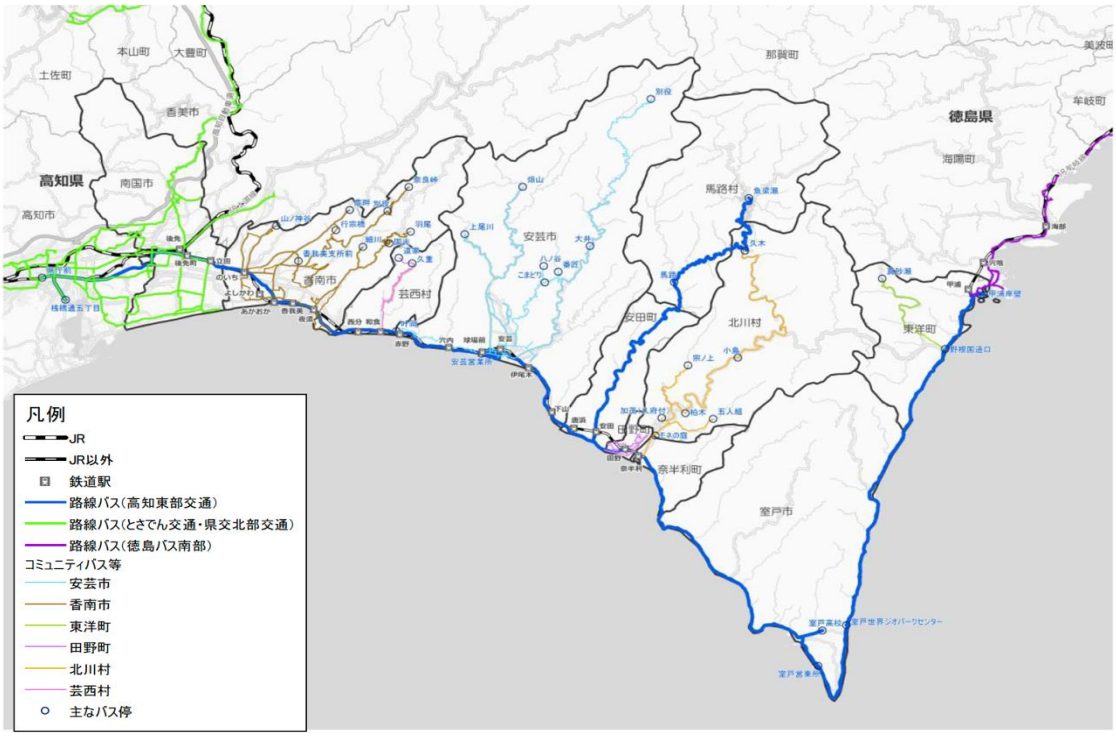

出典：高知県東部広域地域公共交通網形成計画より

（４）産業・文化

県のシェアの１/５を占める柚子をはじめ、多彩な作物の栽培が行われている。村の総面積の約 95%を占める森林は、木材生産や村土の保全など大切な役割を果たしている。また、北川村は幕末の志士である中岡慎太郎の生誕地であり、中岡慎太郎の偉業を伝える中岡慎太郎館が生誕の地である柏木地区にある。さらに、印象派の巨匠であるフランスの画家クロード・モネの「睡蓮」をモチーフにした北川村「モネの庭」マルモッタンは、世界で唯一「モネ」を冠する施設としてクロード・モネ財団より認められている。

（５）防災

小中学校及び保育所等が避難所に指定されており、体育館には非常食等の物資が備蓄されている。台風や大雨時には村民会館が避難所として利用されることがほとんどである。小学校グラウンドは臨時のヘリポートに指定されており、緊急時には負傷者や災害救援物資などの緊急輸送を行う。中学校グラウンドについては一部土砂災害警戒区域にかかっている。なお、本村全域で南海トラフ地震時の津波浸水被害は想定されていない。

（６）人口

本村の人口は、奈半利川電源開発事業の最盛期であった昭和 35（1960）年に 6,000 人にまで増え一時電発景気に沸いたが、その後ダムの完成、国有林事業の統廃合等による人口移動に加え、地場産業の衰退、高度経済成長期における大都市圏への大幅な人口流出や出生数の減少などの影響により減少傾向にあり、2020 年には 1/4 以下の 1,146 人にまで激減している。

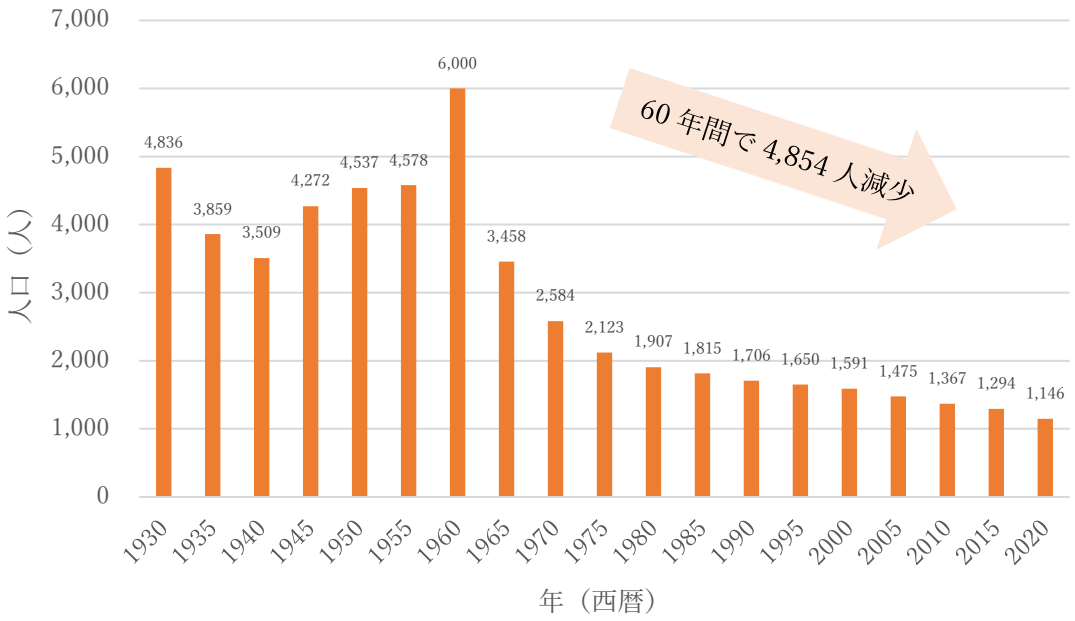

出典：総務省統計局_国勢調査より

また、北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年度版）の将来人口の推計によると、人口減少がさらに進行し、令和 12（2030）年に 954 人と推計され、一層の人口減少が進むと予測されている。

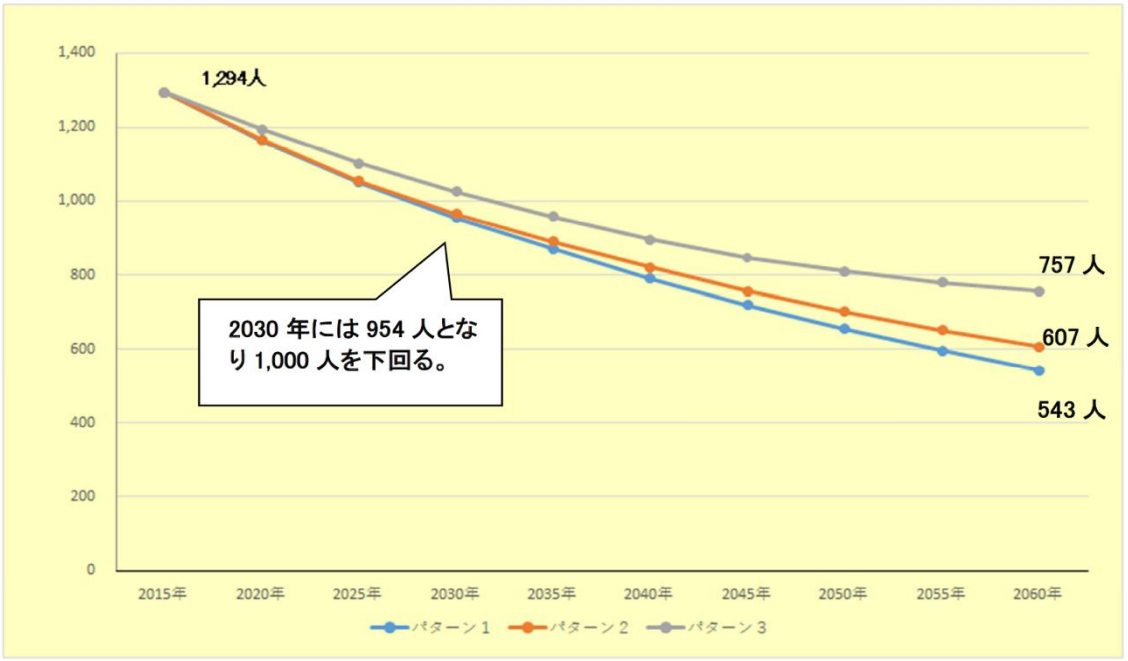

出典：北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和 2 年度）より

広域での人口動態を確認すると、高知県については、1945 年以降は 70 万人以上をキープしつつ、80 万人を超える時期も長く続いてきたが、最近は減少傾向にあり、2020 年の国勢調査時点においては、70 万人を割り込んでいる。

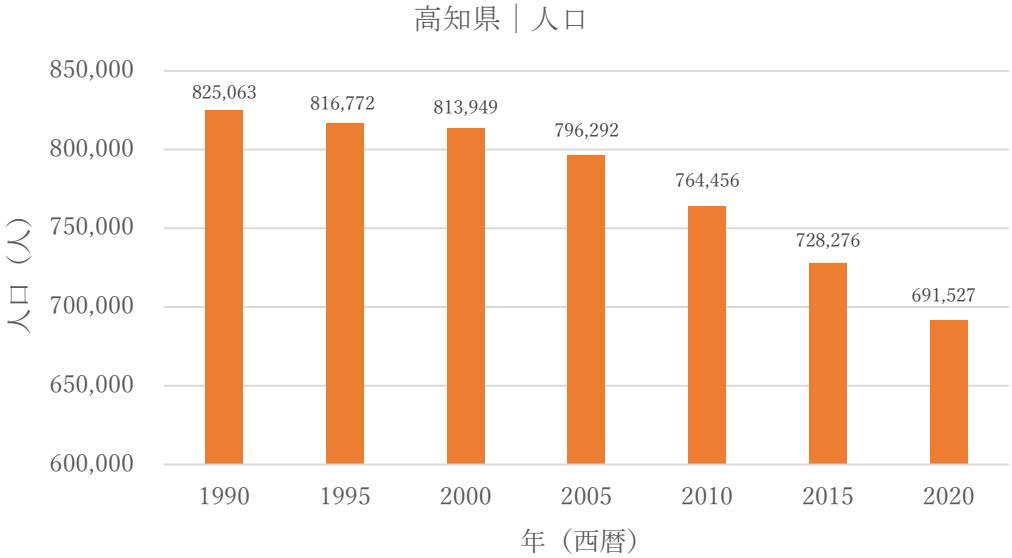

出典：総務省統計局_国勢調査より

北川村が含まれる安芸郡市（安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）に関する人口動態については、1990 年以降減少傾向にあり、５年単位で 4, 000～5, 000 人程度の人口減少が続いている。

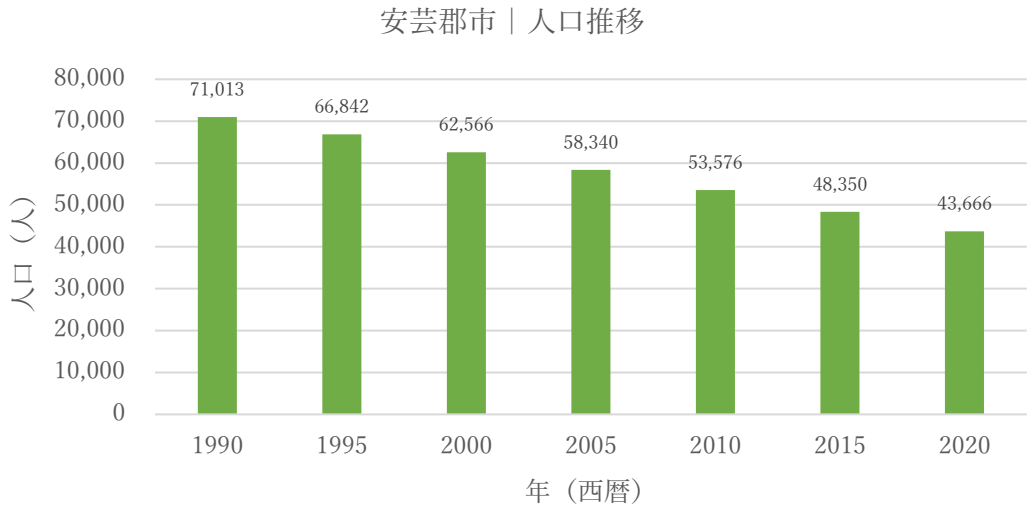

出典：総務省統計局_国勢調査より

全体的には、人口減少は北川村だけの固有の現象ではなく、高知県全体もしくは安芸郡における全体の傾向であることがうかがえる。

２．北川村の教育の概要

（１）将来人口の推計と保育所・小中学校の在籍人数

本村の人口減少に比例して、０才から 14 才までの人口も減少傾向にある。特に、平成以降、小中学校の児童生徒数推移を見ると約半減になっており、また、令和３年度の保育所在籍園児が 24 名（各年齢別平均で約４名）となっていることから、今後は０～14 才以下の人口のさらなる減少が避けられない。

（２）地域から学校をなくさない

このまま何も対策を講じなければ、４年後には小学校は全ての学級が複式学級に、約 10 年後には中学校は一部が複式学級となる可能性が高く、子ども同士切磋琢磨できる環境が失われていくことが想定される。また、完全複式等になると、教員定数が減少し、教育環境の充実が図りにくくなる他、人口減少は、村の存続や学校の存続にも大きく関わってくる。

今後は子どもたちが村に帰ってきたい、また、他地域から北川村へ移住し暮らしたいと思えるように、将来を見据えた魅力かつ特色ある子育て・教育環境を構築し、村のその他の施策とともに効果的に対策を講じ、人口千人の村づくりを進め、地域から学校をなくさない施策を展開していく。

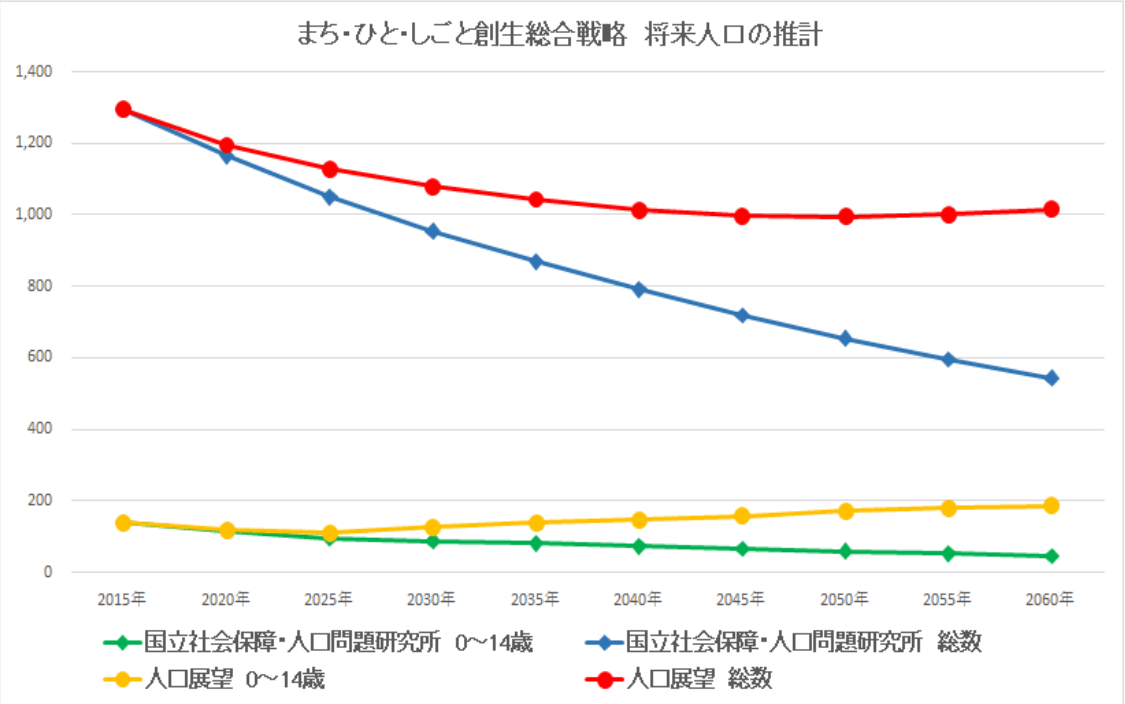

出典：北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年度）より

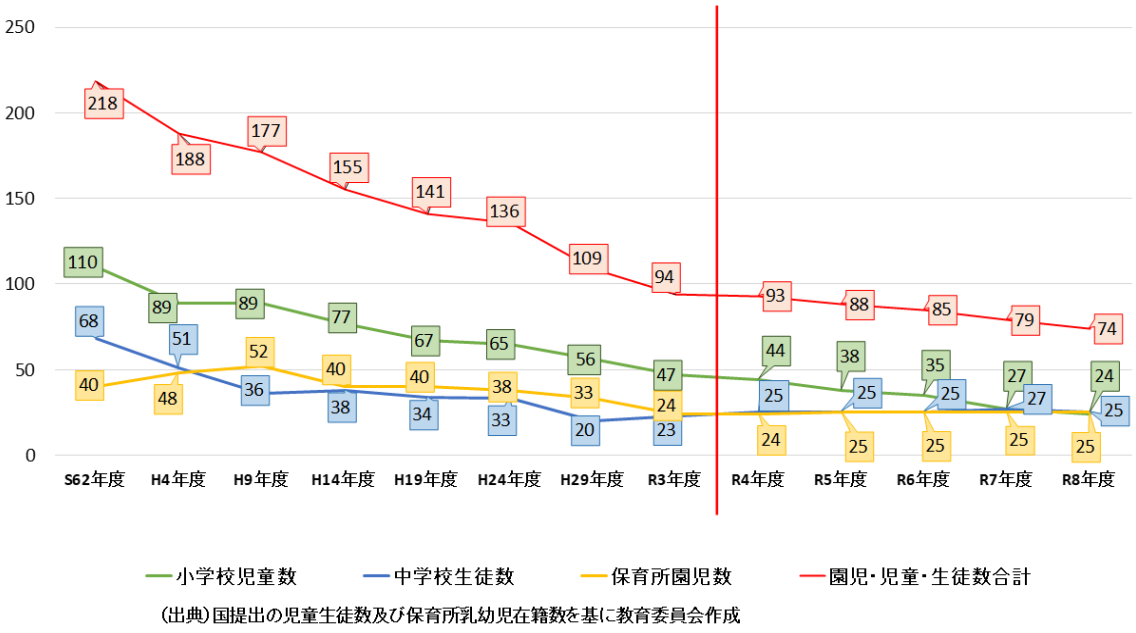

出典：北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年度）より

（３）北川村の教育目標と目指す子ども像（北川村子育て・教育ビジョン）

「ふるさとへの愛着と誇りを持ち，学ぶ意欲にあふれ，未来を切り拓く社会性豊かな子ども」

〇北川村に誇りと愛着を持ち、地域に貢献しようとする子

〇確かな学力を身につけ、身についた学力を社会に出て活かせる子

○自分の考えや思いを相手に伝えることができる子
○自分のことも他人のことも大切にできる子
○きまりを守り、自分のことは自分でできる子

子どもたちの村への愛着は高く真面目に努力する姿が見られるが、主体性や積極性に欠けるなどの課題も見受けられる。今後は 15 歳の春までに身に付けさせたい子ども像をさらに深掘りし、より具体的な身につけさせたい子ども像を掲げていく。

（４）特徴的な取り組み

①保小中一体化

「15 年間の一貫した教育で誰一人取り残されず学ぶことができる魅力的な環境を創る」ために、小１プロブレムや中１ギャップなどの段差を抑え、中学校卒業までに身に付けさせたい子ども像の具現化を図る教育活動を保小中一体となって展開している。

また、主要な学校施設が建築から 60 年を迎えようとしている現在、グローバル化や IT 化、外国語活動の教科化、地域内外に開かれた探究的な学びの必要性など、子どもたちの学びの有り様が大きく変化していることから、学校施設の地域開放も想定した施設整備のあり方を検討すべく、令和３年度「北川村文教施設・子育て環境等整備事業基本計画検討委員会」を設置し、保小中一体的な施設や子育て環境等のあり方について検討してきたところである。

②地域学（北川学）

北川学は、村に愛着を持たせ地域に貢献できる人材を育成するとともに、子どもたちの探究的な学びの姿を育む観点から、令和元年度から県及び国の指定事業を受け、継続して研究を行っている。

地域資源を題材として、地域住民の協力を得ながら、小中９年間を見通した系統的かつ探究的な学習を展開している。子どもたちが調べた地域の魅力を発信したり、地域の課題解決に向けて子どもたち自身が解決策を考え、取り組んでいく活動は、ここ数年村内外からも高い評価を受けており、子どもたちや教職員のモチベーションを高める大きな要因となっている。

・平成 30 年度高知県学校新聞づくりコンクール高知県教育長賞
・令和元年度高知県学校新聞づくりコンクール高知新聞社長賞
・令和２年度高知県学校新聞づくりコンクール銀賞
・令和２年度四国コンテンツ映像フェスタ小・中学生部門最優秀賞
・令和３年度総務省地域発デジタルコンテンツ総務大臣奨励賞
・令和３年度第 24 回坂本教育賞優秀校

R3.5.29(土) 高知新聞 朝刊

北川小の映像 大臣奨励賞

児童制作 モネの庭PR

総務省コン

児童が制作したモネの庭の魅力を紹介する映像の一場面

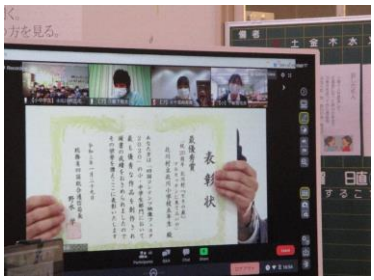

③企業と連携した特色ある教育活動

近年、本村では学校と企業が連携を図り、北川村ならではの特色ある教育活動を展開している。（以下、取り組みの概要）

・外国語：オンライン英会話のサービスを展開している企業と連携を図り、保育所と小学校では講師と各学年の園児・児童による一斉授業型レッスン、中学校においては講師と生徒のマンツーマンによる個別型レッスンをそれぞれ実施している。

・ゆず学習：村産のゆずを原料としてヘアオイルなどを製造・販売している化粧品会社の協力を得て、出前授業や子どもたちとのゆず収穫体験を実施。令和３年度は、中学２年生による「ゆず石けんプロジェクト」に賛同いただき、生徒と共同しながら商品開発を実施している。

・食育活動：賞味期限間近の商品を販売することで社会貢献活動を展開している企業と村が協定を結び、子どもたちの食育活動に協力いただいている。企業の代表者によるリモート講座の他、これまで取引・流通があまりなされていない種なしゆずの収穫体験を子どもたちとともに実施したりするなど、もったいないを価値に変換する活動を展開している。

・公営塾：教育や観光など、地方創生に取り組む地方に人的支援等を行っている企業の協力をいただき、令和３年度７月より中学校の公営塾を開始。現在、専門の指導者による学習塾を無償で展開しており、単なる学力の向上のみならず学習意欲や探究心の向上を目指した塾運営を行っている。

④コミュニティ・スクール（CS）

令和２年度より保護者や住民の意見を学校等の運営に活かす仕組みである「北川村保小中学校運営協議会」を設立し、保育所及び小中学校の運営方針や取り組み内容、支援していただきたいことなどについて話し合う会議を定期的に行っている。その他にも、地域住民が教育活動にボランティアとして参画する仕組みである「地域学校協働本部」の組織化を図り、

コミュニティ・スクールとして地域と共にある学校づくりを進めている。現在、学校ボランティア登録者数は令和４年２月現在で約 80 名となっており、北川学への支援や絵本の読み聞かせ、愛校・愛園作業などにご協力いただいている。

３．これから目指す教育のあり方

（１）北川村の子どもたちと、教育の現状、教育への展望

これまで北川村では、15 歳までに育ってほしい子どもの姿として「ふるさとへの愛着と誇りを持ち、学ぶ意欲にあふれ、未来を切り拓く、社会性豊かな子ども」を掲げて取り組んできた。このような取り組みは、美しく豊かな自然環境や、関わり合い・助け合いを大切にする地域社会、少人数によるきめ細やかな教育などの背景と相まって、子どもらしい素朴さや伸びやかさ、素直さ、真面目さなどの人間性の土台をつくり、確かな学力の定着と同時に、思いやりや協調性、共同性、深い郷土愛等が育まれてきていると教職員や村民も感じている。

こうしたこれまでの取り組みの継承発展を求める一方で、教職員や村民は、各学年 10 人を割り込む人数となっており、それに伴う多様な体験や人間関係の乏しさへの不安や懸念を感じており、加えて、新しい関係を築いたり、前に一歩踏み出したりという「変革に必要な力」となりうる積極性、主体性、表現力、語彙力、自己発揮力、発想力、向上心、実行力、自治活動力などの育成が望まれている。こうした力の育成に向けては、新たな体験が創造され、多様な関係性の構築が導かれる教育の取り組みや環境整備が強く求められている。また、このような力の育成は、「令和の日本型教育」に示される「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」に重なり、人口規模の小さな自治体の小規模校であるという特性を活かすならば、より軽快に、より柔軟にかつ細やかに挑戦することが可能となる。そこで、こうした土壌を活かした教育のあり方と挑戦を支える環境づくりを目指すべく、教育の方向性を以下に示すこととする。

（２）教育の方向性

●教育の指針（これからの本村の教育を進めるうえでの基本的な方針）

・保幼小中15年を見通し、子どもたちの故郷へのさらなる愛着や貢献心、多様性・主体性・創造性を育む新しい教育の実現
・課題を克服し、自己変革のみならず地域や社会をよりよく変革していこうとする主体的な子どもの育成
・「北川村ならでは」の教育の実現に向けたカリキュラムマネジメントの構築

本村における教育は、本指針の基、子どもたちの長所をさらに伸ばすとともに、多様性・主体性・創造性を育み、自分自身や地域、社会をよりよく変革していこうとする新しい、北川村ならではの特色かつ魅力ある教育の実現を目指すこととする。

●基本理念（組織がその根本に据える理念）

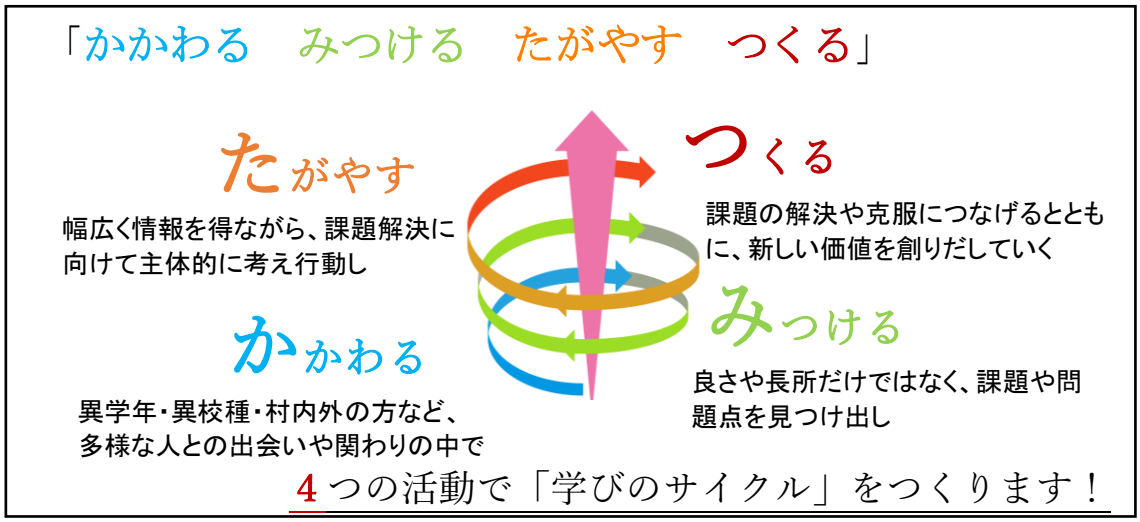

上記の基本理念は、指針に掲げる子どもの多様性・主体性・創造性及び、よりよく変革していこうとする態度の育成や北川村ならではの特色かつ魅力ある教育を実現するために、「かかわる　みつける　たがやす　つくる」という理念の基、子どもたちの教育活動を展開していくことを図式化したものである。

子どもたちは４つのステップを通して、課題解決や新たな価値を生み出していくが、つくって終わりではなく、さらによりよいものに創り上げていく「学びのサイクル」を目指していく。

●基本姿勢（教育における具体的な取り組みを展開するに当たって）

Ⅰ　異学年・異年齢・異校種での交流・協働による多様な学びの実現
Ⅱ　地域資源を基に、村民、村外の子ども、村に縁ある人と関わる教育の実現
Ⅲ　村の魅力及び子育て・教育における魅力の創生と発信の実現

「北川村ならではの特色かつ魅力ある教育」の実現に向け、上記の３点を教育における取り組みの基本姿勢と位置づけ、村の子育て・教育活動に反映させながら具体的な取り組みを展開していく。

（３）保幼小中一体的な教育の確立（15 年一貫学園構想）

現在村内に１つずつしかない保育所と小中学校の組織の一体化に向け、将来的に保育所機能と幼稚園機能を併せ有した認定こども園と義務教育学校の制度を検討しながら、15 年一貫教育により、北川村で子育てをしたい、子どもたち自身が北川村で育って良かったと思えるような魅力的かつ特色ある子育て・教育環境を構築する。

（４）特色かつ魅力ある教育活動の創造

地域学としての北川学をさらに進化させ、村への愛着と貢献心を育むことはもとより、多様性や主体性、創造性等を中学校卒業時に全員の子どもが身につけるよう、学びのサイクルを意識した特色かつ魅力ある教育活動を創造する。

・ゆずに関わる学習を通して、各教科と関連を図り、農業をはじめ、IT の活用やマーケティング、商品開発・加工、デザイン、接遇マナーなどを一体的に学ぶ学習活動（農業・しごと・キャリア教育・STEAM 教育）
・グローバル社会を生き抜くために、幼児期から中学校まで系統的に外国語を学ぶ学習活動及び、モネの庭で本村と関わりの深いフランスについて言葉遊びや国際理解等の取り組みも視野に入れる。（外国語教育）
・IT 化が加速する中、国内外の子どもたちとのオンライン交流及び、タイピングやプレゼン資料作成、動画編集、SNS 等を活用した情報発信、プログラミング教育などを系統的に習得する学習活動（IT・プログラミング教育）

また、子どもたちに一人一台のパソコン環境が整備され、小学校低学年からパソコンを活用した学習が展開されつつある中、タイピングに必要なローマ字の学習を低学年から習得させるなど、独自の教育課程の編成を見据え、カリキュラムマネジメント研究を展開していく。

（５）地域と共にある学校づくりのさらなる推進

コミュニティ・スクールとして、地域と共にある学校づくりをさらに推進し、今後は保育所保護者会と小中学校 PTA の一体的な組織体制を構築し、15 年一貫教育を支える。

４．北川村の文教施設・子育て教育施設の概要

（１）教育施設の立地状況

北川村には、保育所が１箇所、小学校・中学校が１校ずつあり、いずれも村内唯一の子育て教育施設である。これらは、村内の中心部である野友地区に立地しており、役場や郵便局など、村の主要施設が隣接している。

小学校・中学校は、体育館を除き、同一敷地内にあり、いくつかの棟に分かれる分棟型で、渡り廊下を介して行き来し、必要に応じて場所を使い合い、教育活動を行っている。この敷地にある運動場は小学校の運動場として利用している。小中共用で利用している体育館は、校舎敷地南側の道路を挟んだ敷地に設置されていて、体育館に隣接する運動場は、中学校が活用している。また、保育所は、小学校から 200mほど北側に離れた敷地に位置している。

加えて、同じ野友地区内で、これら保育所・学校施設から南西に 350mほど離れた場所に、村の社会教育施設である村民会館が立地しており、周辺には社会福祉施設である保健福祉センターや小規模多機能施設「ゆずの花」等が立地しており、乳幼児から子ども、大人まで広く活用している。また、特に子育て支援では、こうした施設が活用されることが多い。

出典：国土地理院より

（２）建物の概要

これら村内の文教施設、子育て教育施設について、建物の概要を一覧にまとめる。

また、経年数については、令和４年現在とする。

■村内の文教施設、子育て教育施設の概要

資料：学校施設台帳　より　　※構造区分：RC（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	構造	階数	延床面積	建築年度（西暦）	経年数	耐震基準
①	1200	北川小学校	教室棟	1-1	RC	2	994 ㎡	1962	60	旧耐震
			教室棟	1-2	RC	2	273 ㎡	1962	60	旧耐震
			渡り廊下	1-3	S	1	18 ㎡	1992	30	新耐震
			教室棟				1285 ㎡			旧・新
	1200	北川小学校	トイレ	2	S	1	51 ㎡	1962	60	旧耐震
	1200	北川小学校	特別教室棟	4	S	2	135 ㎡	2002	20	新耐震
	1200	北川小学校	小中共同調理場	1	RC	1	95 ㎡	1972	50	旧耐震
			小中共同調理場	2	RC	1	2 ㎡	1972	50	旧耐震
			小中共同調理場				97 ㎡			旧耐震
②	1200	北川小学校	特別校舎（小）	5	S	1	400 ㎡	2013	9	新耐震
	4040	北川中学校	特別校舎（中）	8-1	S	1	58 ㎡	2013	9	新耐震
			特別校舎				458 ㎡			新耐震
③	4040	北川中学校	北校舎	3-1	RC	2	350 ㎡	1964	58	旧耐震
			北校舎	3-3	RC	2	238 ㎡	1991	31	新耐震
			北校舎				588 ㎡			旧・新
④	4040	北川中学校	南校舎	1-1	RC	2	600 ㎡	1962	60	旧耐震
			南校舎	1-2	RC	2	215 ㎡	1963	59	旧耐震
			南校舎	1-6	W	1	108 ㎡	2007	15	新耐震
			南校舎				923 ㎡			旧・新
⑤	4040	北川中学校	体育館	7-1	S	2	839 ㎡	1991	31	新耐震
			体育館	7-2	S	2	211 ㎡	1991	31	新耐震
			体育館				1050 ㎡			新耐震
⑥	6710	みどり保育所	園舎	1	RC	2	568 ㎡	1978	44	旧耐震
	1200	北川小学校	プール	99	RC	1	367 ㎡	1966	56	－
	4040	北川中学校	プール	99	RC	1	836 ㎡	1992	30	－
	6710	みどり保育所	プール	99	RC	1	33 ㎡	1992	30	－
⑦		北川小学校 北川中学校	渡り廊下、倉庫 自転車置場等	15棟	S CB+W	1	210 ㎡	－	－	－
⑧		村民会館		1	RC	2	1260 ㎡	1984	38	新耐震

学校施設の床面積の合計（①～⑦）	17棟 +倉庫	5365 ㎡	小学校１校、中学校１校 保育所１園
すべての施設の床面積の合計（①～⑧）	18棟 +倉庫	6625 ㎡	小学校１校、中学校１校 保育所１園、村民会館
工作物の面積の合計	3棟	1236 ㎡	プール 3か所

（令和４年現在）

５．基本計画策定のプロセス

（１）基本計画策定の体制

本基本計画の策定においては、広く村民や専門家等の意見を反映させるため北川村文教施設・子育て環境等整備事業基本計画策定委員会を設置し、検討を行った。また、検討委員会に向けては、北川村の子どもたち（小学生・中学生）、保育所・小学校・中学校の教職員、村民別にワークショップを開催し、意見を頂き、その内容を反映させつつ、検討を進めることとした。加えて、ワークショップで話し合われた内容に対し、村民の意見を補完する意味で、住民アンケートを実施し、検討に反映させることとした。

（２）基本計画策定のプロセス

①検討委員会メンバー

	役職	氏名	備考
１	委員長	永野　隆史	高知学園中高等学校長
２	副委員長	田所　正弥	北川村野友地区総代
３	委員	倉斗　綾子	千葉工業大学創造工学科デザイン科学科准教授
４	委員	中山　美香	高知大学教育学部附属幼稚園副園長
５	委員	伊庭　良知	一般社団法人国土政策研究所理事 国土交通省 PPP 協定パートナー
６	委員	森本　彰規	JA 高知県北川支所長
７	委員	小笠原　学	北川村副村長
８	委員	田中　勝之	北川村教育長
９	委員	山﨑　美砂	北川村立北川小中学校長
１０	委員	山﨑　和美	北川村立みどり保育所長
１１	委員	小松　大介	北川小中学校 PTA 会長
１２	委員	弘田　久吏須	みどり保育所保護者会会長
１３	委員	阿部　貴和子	北川村保小中学校運営協議会委員

②検討委員会の開催スケジュール

	日程	概要
第１回	令和３年７月 28 日	北川村の現状及び今後の進め方について
第２回	令和３年９月 29 日	複合化に向けて PPP/PFI について
第３回	令和３年 10 月 13 日	子どもたちの現状について 教育の方向性について
第４回	令和３年 10 月 27 日	社会とつながる学びについて 就学前教育のあり方について
第５回	令和３年 11 月 17 日	保小中一体化を目指す学校施設の機能と既存活用の可能性について 電子図書について（参考）
第６回	令和３年 12 月 15 日	保小中一体化及び複合化を実現する建物の可能性について
第７回	令和４年１月 19 日	教育の方向性について（指針や理念等） サウンディング結果について
第８回	令和４年２月９日	基本計画報告書（案）について
第９回	令和４年２月 21 日	基本計画報告書について

※各会の内容（議事録）については、資料編を参照のこと。

（３）ワークショップの実施状況

対象者	回数	日時	人数	テーマ
北川小学校 １～３年生	学年 ごとに	９月に授業内 にて実施 （生活科・総合）	22 名	学校のお気に入りの場所は？ 「こんな学校楽しいだろうな」を考えよう！
北川小学校 ４～６年生	第１回	７月27日	25 名	ぼくやわたしの「お気に入りの場所」を紹介しよう！
	第２回	10月12日	24 名	「こんな学校楽しいだろうな」を考えよう！
北川中学校 １～３年生	第１回	７月27日	20 名	「みんなの学校」へのリクエストをリサーチしよう！
	第２回	10月14日	17 名	新しい学びの場所について考えてみよう！
教職員 （保小中）	第１回	７月29日	23 名	「北川学園」らしい、「つながり合う学び」とは？
	第２回	10月13日	28 名	「北川学園」らしい、保小中一体化のあり方とは？
地域住民	第１回	６月30日	31 名	未来につなげたい「北川村のたからもの」再発見！
	第２回	10月14日	21 名	「こんな場所、あったらいいな！」 –みんなの居場所を考えよう！–
	第３回	12 月 16 日	13 名	基本計画及びワークショップ・アンケート結果に関する説明会
		12 月 19 日	４名	

※ワークショップの内容及びワークショップにて話し合われた意見などについては、資料編を参照のこと。

（４）アンケートについて

実施期間：令和３年９月 27 日～10 月 12 日

対象：村内全戸（家庭内で、構成員それぞれで回答できる状況とした。）

回答総数：227 名　住民約 18%が回答（227/1230）

※アンケートの内容や結果については、資料編を参照のこと。

第２章　文教施設・子育て教育環境等整備事業の基本方針及び基本計画

１．本事業の基本的方針

（１）本事業計画の目的

「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年度版）」では、40 年後（2060 年）に目指す姿として、**『千人の家族が子どもを育む　ゆず王国北川村』**を掲げて、令和６年度までを期間とし、村が生き残っていくための５つの政策に重ね、４つの総合戦略の基本目標を策定し、村を挙げて取り組みを進めている。

本事業は、その中でも、**「基本目標３　魅力的かつ特色ある子育て・教育環境をつくる」**を受けて策定された子育て教育ビジョンを基とし、０～１５歳までの 15 年間の一貫した教育で誰ひとり取り残されず学ぶことができる魅力的な環境を創るため、保育所・小中学校・地域等が一体となり取り組んできた子育て教育環境の整備に加え、北川村でしかできない教育のあり方と、その基盤をなす文教施設及び子育て教育環境等の整備方針を策定する事業である。「北川村ならではの教育」の詳細は、別途第１章にて記載しているが、美しく豊かな自然環境や、関わり合い・助け合いを大切にする地域社会の中で育まれてきた力の育成の継続に加え、山積する村内の課題とその取り組みを子どもであっても感じることができる環境を活かし、これからの未来を切り開くために必要な力の育成を目指しており、こうした力の育成に向け、人口約 1000 人の北川村が持つ長所も課題も、余すところなく活かし取り組む教育が具現化しやすい環境づくりを目指すことを目的としている。また、こうした「北川村の教育」は、少子高齢化が進行する中で、村の存続のためだけでなく、全国にも誇れる教育のあり方や地域社会のあり方を提起するものとし、村外、都市部の方々に対しても、こうした取り組みから生まれる村の魅力を知り、感じていただくことで、移住促進につなげていくことも期待し、文教施設・子育て教育環境等整備のあり方を、検討している。

（２）北川村の文教施設、子育て教育環境等における課題

① 保育所、小学校、中学校の施設の分散に対する課題

これまで北川村では、すでに小中の連携に留まらず、保小中の一体化を掲げた教育に取り組んできた。その実施において、保育所と小中学校の敷地が離れていること、同一敷地ではあるものの小学校と中学校が分棟であることに対し、既存施設での限界、教育のさらなる充実を図るための環境面の課題として、教職員から下記の意見が挙げられた。

小学校・中学校の課題
・屋外にでなくても移動できる環境が必要。 ・小学校から体育館まで離れているだけでなく、道路を渡って移動する必要があるため、時間がかかるだけでなく、安全面に不安がある。 ・移動の状況などから、小中連携は、行事における連携に留まりやすい。 ・渡り廊下でつながっているが、交流できる空間・環境がない。 ・異学年や縦割りのグループで活動できる場所が限られている。 ・特別教室が限られていて、多様な学習活動が行いにくい。

・小中で連携して活用できる教科専用教室があるとよい。(ALT,CIR,ICT 等) ・日常、気軽にふれあえたり、学びの姿が異年齢・異学年間でみえたりできる環境が必要。 ・児童生徒数に対し建物が散漫な状況から、閑散として小中一体の躍動感が出しにくい。 ・小中の職員室が離れているため、教育的な連携がとりにくい。合同の職員室を設ける等教職員が連携しやすい環境が必要である。
保育所の課題
・離れた場所にあるため、積極的な交流が行いにくく、行事に限定されてしまう。 ・授業・学習面や行事における園児との活動をもっと充実させたい。そのためには、もっと気軽に行き来できる環境や、日常的なふれあいができるとよい。 ・職員も、小学校・中学校との連携がとりにくく、連携しやすい環境が必要である。 ・行事だけでなく、日常の様子も含めて、教員同士で授業参観できる環境が必要である。こうした時間をつくるうえでは、離れていると＋αの職員数が必要になってしまう。 ・一体的な環境があれば、保護者も、保小中の子どもの成長をみてもらうことができる。 ・全ての教職員に加え、SC,SSW,CPP も含めて連携し、園児、児童、生徒の理解を深めることで、子どもへの支援を充実させることができる。 ・小中学生にとっても、周りに園児がいることにより保育としての体験ができ、小さな自治体だからこそ、こうした体験は、今後の子育てのうえでも大切になる。

こうした意見は、すでに保小中の一体的な教育の取り組みを実施してきたからこそ出てくる環境への意見である。また、今後は小中一貫の視点でのカリキュラムマネジメントの実施を目標としており、子どもも教職員も学びの流れや連なりが感じ取れる環境が必要となる。加えて教育の充実という点でも、小規模校だからこそ専門性や特徴を持たせた空間環境を整備し、様々な年齢の子どもが共有し、活用できる環境とすることで、学びへの魅力や興味、自主性を引き出すことにつなげられる。教職員の間では、保小中の一体的な教育の充実を図るうえで、施設一体型の義務教育学校の整備が求められている。

また、「義務教育学校等の施設計画の推進に関する調査研究報告書」(平成 30 年８月　国立教育政策研究所文教施設研究センター)によると、小中一貫教育を進めるうえでの施設面の総合的な満足度として、施設一体型では 77.2%が肯定的な受け止めであるのに対し、隣接型では 31.5%、施設分離型では 25.9%と低く、小中一貫教育により、村の教育の充実を図ろうとする北川村においては、施設一体型の義務教育学校整備の必要性が極めて高い。

加えて、北川村では保小中の一体的な教育を実現する中で、保育という視点だけでなく、学校教育法に基づく幼稚園機能を併設することで、教育という視点での充実を図ることも重要との見方がある。そこで、幼保一体化の実現を目指した施設整備に加えて、０歳～15 歳までの子どもの育ちを滑らかにつなげ、小規模校だから実現できる、きめ細やかな教育を目指すうえでも、幼保一体化のみならず義務教育学校との一体的な施設整備が求められている。

さらに、地域でも保小中の連携によるきめ細やかな教育の良さを誇りとして、継続を望む

声、ばらばらに建つ施設の一体化を望む声もみられる。加えて、保育所が奥まっており様子がわかりにくい、保健福祉センターでは子育て世代のお母さんがつながる取り組みを行っているが、施設の一体化によって子育て世代の拠点ができることが大変有効であるという意見もあり、分散している施設を一体的に整備することが、子育て・教育環境の拠点の整備にもつながり、子育てを支える環境の充実と活性化への期待も高まっている。

② 学校施設の老朽化に関する課題

これらの施設は、第１章 基本計画の背景 ４．北川村の文教施設・子育て教育施設の概要（２）建物の概要に示すように、小学校・中学校の校舎の主要部分は 2022 年に築 60 年を迎えるものがほとんどで、保育所についても築 44 年の状況にある。いずれも耐震補強は行われているが耐用年数が経過しており、「北川村学校施設等長寿命化計画　概要版（令和２年３月）」では、長寿命化型の試算より従来型の試算が下回る検討結果とともに、「他の施設の複合化による整備も視野に入れた適正規模での建て替えについても検討が必要」と示されている。また、大規模な公共施設が少ない村にあっては、防災拠点として大変重要な役割が求められる中、既存体育館は土石流警戒区域に隣接している状況にある。こうした既存施設の今後のあり方について、村の教育的な方針を主眼に、村民活動の活性化、避難計画、財政等の課題を含め、どのような教育環境を目指すべきか、施設の複合化としてどのような可能性があるか、既存建物を有効活用できるか等について、長期的視点を念頭に検討を行った。

③学校と地域との関わり、地域活性化に関する課題

北川小学校・中学校では、数年前から、「北川学」と称した地域学の取り組みが行われ、地域の方を招いたり、地域へ出かけていったりという中で、それぞれの学年に応じた学びを深めている。こうした取り組みは、村への愛着や誇りとして、子どもたちの中で着実に根付いており、教職員や地域からも、継続・発展を求める声が大きい。そうした中で、地域の方々は、学校や子どもたちと関わりたい、ふれあいたいという思いを持たれている方も多く、一方、機会がない、情報がほしいという声とともに、外からは活動の様子がわかりにくい、用事がなければ行きにくい等の意見もみられ、地域に根ざした教育を支えるうえでは、地域に開かれた学校環境が求められている。

さらに、地域活性化や地方創生を目指すうえで、情報発信や活動の拠点となりうる場所の必要性や、村民が目的を持たなくても気軽にふらっと立ち寄れたり、時間を過ごせたり、ふれあえる場所を求める意見が、地域ワークショップにて聞かれた。またこうした場所として、図書館や公園を求める声が多く聞かれた他、教職員や子どもからも、地域学を実施するうえで、村の情報や人にふれられたり、自ら情報を発信したりと、学びに活かすことができる場所を求める意見がみられた。

○各ワークショップで実際に出ていた意見

【村の魅力や情報発信の場所】

地域住民
・地域の魅力となるヒト・モノ・コトについて知ることができる場所、拠点がない。 ・豊かな自然、特産物、食べ物、場所、行事、活動等を発信でき、村外からも、わざわざ来てもらえる場所がほしい。共に食べ物や体験などを楽しめるような場所もほしい。 ・情報を集約して発信する場所がない。北川村というまとまった姿がみえにくい。 ・いきいきと活動・活躍する大人の姿がみえる場所がない。そうした姿がみえることで、子どもたちが村に生きる夢や希望を持てるようになってほしい。 ・学校行事など、子育てや教育についての現状・情報発信の場面を増やしてほしい。 ・村の良さや、子育て環境の充実についての情報発信をするとよい。 ・移住者支援のための情報発信、情報拠点がない。
教職員
・学びにつなげるため、こうした魅力・情報を知れる場所やコーディネーターが必要。 ・子どもが、こうした情報や人にふれられる場所がない。 ・北川学で地域（外）の方、働いている（生活）姿をみたり、思いを知ったり、職業観を見につけられる。(場がほしい)。
児童・生徒
・情報発信してくれるところがほしい。(PR とか新聞などを置いているところ) ・(児童が作成した）新聞とかをはって、かんこう客にみてもらう（場所がほしい)。 ・北川村情報をみたりできて、総合に使える（場所があるとよい)。 ・北川小に展示室があると、勉強しやすい。

【様々な活動拠点について】

地域住民
・村民の様々な活動の拠点となる場所が分散している。 （村民会館、保健福祉センター、ゆずの花など） ・また、そうした場所と学校も離れていて、つながりを生みにくい。 ・教育、村民の活動などの場所が分散していて、一体的な活動になりにくい。 ・村民活動の拠点となる「村民会館」が奥まっていて、活動がみえにくい。 ・活気を取り戻したい。 ・若い人が活動できる場所がない。 ・新しい出会いが生まれる場所、村外の人とふれあえる場所がない。 ・子どもたちとふれあえる機会と場所を。 ・子どもたちが集まれる場所。小学生や中学生が集えるようになれば。
教職員
・地域の人と共に活動できるスペースの活用 ・勉強ができ、地域の人も来れる図書館。

【気軽に立ち寄れる場所について】

地域住民
・村民が気軽に立ち寄れる場所があるとよい。 ・休みの日に、子どもが利用できる図書館・公園があればいいな。
児童・生徒
・休みの日でも、自由にいけて、勉強するスペースやカフェがある場所（がほしい）。 ・下校した後、宿題をする場所がほしい。 ・雨や外で遊べない時のものを少しほしいです。本や図書館がもっとほしいです。 ・学校の側にあるとよいものとして、カフェ、売店、マルシェなどの意見が多い。

また、社会教育の拠点となっている社会教育施設である村民会館は、1984 年に建設されまもなく 40 年をむかえる施設で、一部老朽化がみられるが、「北川村公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（令和３年３月）」では、長寿命化対象の施設となっている。村民会館では、子どもたちの放課後の利用も見受けられるが地域の人との交流は少ない。また、設備が限られているため、より設備の充実した場所を求めて、保健福祉センターやゆずの花などを利用する傾向もあり、分散化がみられる。多様な活動が複合的に重なっていくことで新たな活動が生まれていく地方創生のような活動や、地域活性化のための活動を支える拠点としては、村民会館は設備的な限界もあり、ニーズとの食い違いもみられ、今後のあり方の検討が求められている状況にある。こうした背景を踏まえて、村民会館のあり方も含めた検討を行うこととした。

④ 防災計画からみた課題

北川村では、南海トラフ地震をはじめとした災害への備えも踏まえ「北川村地域防災計画（令和３年３月）」を策定しており、文教施設・子育て教育環境環境の役割を下記に示す。

防災機能		学校エリア			村民会館エリア		
避難	避難所（村）	体育館	246	200	村民会館	177	200
		小学校	148	300			
		中学校	121	300			
	避難所（地区）	保育所＊	100	100			
	福祉避難所				ゆずの花	23	
	医療救護所				**保健センター**		
交通	ヘリポート（南部地区）	**小学校グラウンド**					
物資	物資拠点				**村民会館（大ホール）**		
	備蓄	体育館					

これに対して、学校施設の多くが築 60 年を向かえ老朽化していること、ヘリポートに指定されているグラウンドは、防塵対策が不十分なうえに物資拠点・医療救護所まで距離があること等の課題がある。

（3）「北川村ならではの教育」を支える環境づくりの指針

【文教施設・子育て教育環境等の整備の指針】

「これまでのチカラ、これからのチカラの総力戦で、
多様な学び合い と 魅力を創る　北川村ならではの教育環境の実現」

ワークショップでは、村民や教職員から、少子化・少人数化への懸念として、多様な体験・多様な学び・多様な関係性への懸念が多く挙げられた。先に示す文教施設や子育て教育環境への課題も踏まえ、こうした課題解決に向け、まず取り組むべきは、村民みなの参画である。村の「宝物」ともいえるマンパワー、魅力、活動などの、村の今のチカラの全てを一箇所に結集させることが大きな一歩であり、この「これまでのチカラ」を見える化させることは、創造的な多様な学びや活動を、湧き起こす。こうした北川村の「ヒト・コト・モノ」という総力を集め、見える化する場の整備により、様々な世代が集い、子どもも村民も関わり合い、学び合うことができる、この村でしかできない教育の魅力を生み出す環境整備を目指す。

また、村の様々な課題に対して、子どもも大人もいきいきと楽しく取り組む中で、新たな人や新たなチカラを呼び込み、風が起こり、これまでのチカラと新たなチカラが一体となり、未来を切り拓く、地方創生の拠点となることを目指す。そして、これが教育の取り組みの基本理念に掲げる、『「かかわる みつける たがやす つくる」北川村学びサイクルの創生』を支え、さらなる教育のステップアップを支える環境のあり方の指針としても位置づける。

＊「北川村の宝物」は、ワークショップでの意見をまとめた「資料編」を参照。

（4）環境づくりにおける３つの実現目標

北川村の教育では、下記の３つの基本姿勢が示されている。

●教育における取り組みの基本姿勢

Ⅰ．異学年・異年齢・異校種での交流・協働による多様な学びの実現
Ⅱ．地域資源を基に、村民、村外の子ども、村に縁ある人と関わる教育の実現
Ⅲ．村の魅力及び子育て・教育における魅力の創生と発信の実現

こうした姿勢や教育の具体的取り組みを支える、３つの環境づくりの実現目標を掲げる。

●環境づくりの実現目標

Ⅰ．０歳～15 歳の一体的な教育環境づくり（幼保一体化＋義務教育学校化）
Ⅱ．北川村だからできる「子育ち」環境づくり（学校施設への公共機能の複合化）
Ⅲ．誰でも身近に気軽に立ち寄れる、魅力発信・村民活動・子育ての拠点づくり

こうしたソフトとハード両面からの取り組みが、創造的で革新的な教育の実践を進め、子育て・教育環境が、北川村の地方創生の一翼を担い、魅力の一つとなることを目指す。

２．環境づくりの具体的な取り組み目標

（１）Ⅰ．０歳～15 歳の一体的な教育環境づくり（幼保一体化＋義務教育学校化）

北川村では、これまで保小中の一体的な教育を目指し取り組んできた中で、既存施設での限界、義務教育学校化し教育のさらなる充実を図るための施設面の課題が挙げられてきた。こうした教育の取り組みは、北川村の地方創生における生命線といえるものであり、施設面での課題を受けて、本施設は、義務教育学校化の長所を最大限に引き出す施設とするため、分棟型の小学校・中学校を、施設一体型の義務教育学校として改築することとする。また、みどり保育所は、幼保一体化を実現する施設として、義務教育学校に併設させることとする。それに向けて、具体的な環境づくりの取り組みとして、次のような項目が挙げられる。

① ０歳～15 歳が通い、一体的な教育を最優先とする環境づくり
② 学びや生活で、互いの姿が見え、常につながりと一体感が感じられる環境づくり
③ 年齢や学年を越え豊かな質の空間を使い合い、支え合って学び合える環境づくり
④ 北川だから生まれる学習活動を創造し、学びの連なりが表現できる環境づくり
⑤ 多様な年齢の体格差に配慮しつつ、多様的で包摂的な自治活動を育む環境づくり

（２）Ⅱ．北川村だからできる「子育ち」環境づくり（学校施設への公共機能の複合化）

これまで北川村では、地域資源を活かした探究的な学びや、SDGs 等の社会的国際的課題から地域文化を見つめる食育、オンライン英会話などのコミュニケーション能力の育成を目指した保育所から学ぶ外国語教育等、北川村ならではの教育を「北川学」として推し進めてきており、特に地域資源を活かした探求的な学びは、協働的な学びとして進めてきた。こうした学びの取り組みの成果を実感する教職員や村民からは、継続を望む声が大きい。

一方で、小規模という状況に対して、子どもの学び全体を見据え、学びを深めるうえで、様々な人と関わり、様々な場所で、様々な集団によって学ぶ、多様性を求める声が、多く挙げられた。加えて、子どもの現状・教育的な課題から、大人から関わり過ぎず、まずは大人が自らの活動を行う姿を見せ、子どもの育ちを見守り、求めに応じて関わっていく、あるいは、村の一員として共に活動する、子どもに主体を置いた「子育ち」を支える環境づくりも必要とされている。そこで、本施設では、子どもの学びや活動を、幅広い分野に広げたり、ゆずを中心とした様々な産業へとつなげたり、主体性を育むことができる環境づくりとして、学校の公共機能との複合化、学校と村民会館の一体化の実現を目指す。

また、小規模校の場合、特別教室を利用する教科の教員は非常勤になる可能性があり、活動の充実に向けては、地域や民間の協力が必要不可欠である。一方、村では、これまで「北川学」として地域と連携した学びに取り組んできた。こうした経緯を基にし、学校施設と村民会館の一体化では、学校施設における特別教室の設備を充実させ、空き時間を含めて、子どもたちの学びの傍らで、地域活動で有効に活用してもらい、必要に応じて、教育に関わり、参画して頂ける施設を目指し、次のような具体的な取り組みを挙げる。

① 地域資源（ヒト･モノ・コト･トコロ）を基に、関わり、学ぶ拠点環境づくり
② 今ある地域資源を活かし、多様性の中で確立できる自己を育む環境づくり
③ 子どもの学びのモデルとして、大人の活動する姿がみえる環境づくり
④ 村民が見守り、必要に応じて関わることができる環境づくり
⑤ 地域の一員として、共に活動することで、学び合いが生まれる環境づくり

（3）Ⅲ．誰でも身近に気軽に立ち寄れる、魅力発信・村民活動・子育ての拠点づくり

地方創生などの「課題解決」は、課題を見つけ、どうしたらよいかをみんなで構想し、やってみる方策を構築し、実際に実践し、それにより他者からの反応や目標に対する結果が現れ、それを省察することで、新たな課題が見つかり、新たな取り組みに移していくというサイクルを重ね、続けることで発展や深化し、成果が表れていくものである。村が村らしい独自性を築くうえでも、こうした流れを生み出すことが大変重要である。また、こうした流れの源は、今すでに地域にある生活・文化・歴史・産業等の「特性＝宝物」である。地域ワークショップでは北川村の「宝物」をたくさん挙げて頂いた。こうした「宝物」やそこから生まれる活動や学びを一つの場所に集めて可視化する拠点づくりは、一体感や活性化を生むうえで重要である。そしてこれは、子どもたちの学びにも重なる。また、こうした場所は、村内村外、老若男女を問わず人が集まり、ふれあえる場所となるだけでなく、来村者や関係人口への情報発信や来村の際の目印、交流拠点にもなりうる。こうした環境が、北川村ならではの教育の創出を支え、教育や子育てにおいて重視される、多様性や包摂性を育み、子どもにとってのびやかで魅力的な環境となることを目指し、本事業では、こうした「学びや地方創生のたね」となりうる村の魅力（物品・情報・活動等）を集約する環境を、学校の核に据えた、文教施設・子育て教育環境の整備を目指す。そのための具体的な環境づくりの取り組みを、次に掲げる。

① 学校の中心で、地域資源（ヒト・モノ･コト･トコロ）を見える化する拠点づくり
② 地域資源の魅力や地方創生活動の発信の場やその内容を、皆でつくる環境づくり
③ 村内村外、老若男女、様々な人が気軽に立ち寄れ、ふれあえる居場所づくり
④ 地域資源をきっかけとして、外（村外、県外、国外）とつながる拠点づくり
⑤ 一人ひとりが発信者になって発信することを支える環境づくり

３．環境づくりのデザインコンセプト

さらに、こうした教育の基本姿勢や環境づくりにより生まれる場のイメージを総合的に共有するため、北川村文教施設・子育て環境のデザインコンセプトを位置づける。

北川村文教施設・子育て環境　デザインコンセプト

０歳～100 歳みんなが集い、学び、みんなでつくる「学びのひろば・ゆずのたね」

「０歳～100 歳みんなが集える総合施設」という意見が地域ワークショップで生まれた。この「０歳～100 歳」には、「どんな年齢であっても、だれでもが」という意味や、何歳になっても村のために活躍する高齢者が大勢いる村だからこそ、「こうした施設で集い、ふれあい、『千人の家族』として人生 100 年時代をいきいきと過ごしていきたい」という願いが込められている。また、「みんな」という言葉には、「村民みんなが気軽に関われる場所であってほしい」という願いとともに、「北川村に関わる、関係人口と呼ばれる人も含めたみんな」という思いも込められている。村民や子ども、教職員のワークショップの中でも、気軽にふらっと出かけられ、目的がなくてもゆったり時間を過ごせる場所、村の人と出会えたり、子どもとふれあえたりできる場所といった意見や、学校と地域が気軽につながれる場所、という意見がみられた。これらは、言い換えるなら「村民のリビングのような場所」であり、そこでは、村に関わる様々な人を迎え、出会い、北川村について共に語り合える場所になればという意味も込め、デザインコンセプトが生まれている。

また、子育て教育ビジョンの上位計画である「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「地方創生」とは「各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生すること」を示す言葉であるが、教育という視点から「地方創生」を捉え直してみると、身近にあるものや環境の特性、魅力を活用し、少子高齢化・活性化等の地域の課題を住民皆で解決しようとする取り組みは、「地域のみんなで行う課題解決学習」や「村民はもちろん村外の人も巻き込んだみんなの学び」と言い換えることができる。子どもたちがこれからの時代を生きるために培うべき力は、このような課題解決＝地方創生のために必要な力そのものであり、大人たちが試行錯誤し取り組んでいる姿は、子どもが取り組むべきとされる「学びの姿」であり「協働的な学びの姿」に重なる。つまり、子どもたちが生きるために必要な力を培おうとする教育において、大人が地方創生のために取り組む姿が見えていることは、子どもが自発的に育っていこうとする「子育ち」を支える大きな力＝教育環境になりうるのである。北川村は人口減少や少子高齢化が進み、村の存続に向けた課題が身近に切実に感じられる。そんな村だからこそ、ここでしかできない「地方創生＝あらゆる人とつながる、みんなの学び」が実践できる環境にある。そうした地方創生のための活動に必要な機能を学校に内包させて、活動が生まれる場所を学校に複合化させるにより、子どもも育つ環境づくりを目指し、北川村の象徴ともいうべき「ゆずのたね」を比喩としデザインコンセプトとしている。また、村民から生まれた言葉を合言葉として、こうした文教施設・子育て教育環境づくりに

みんなが参画し共創することで、村の未来に向けた新たな力の芽吹きを皆で創り出し、支えていく拠点施設の整備を目指す。

そして、こうした地方創生に向けた活動が生まれる場所には、多くの人を呼び、集める力があり、村民はもちろん、こうした活動に興味をもったり、実践に加わったりする村外の人等がさらに集い、協働する。また、そうした活動が村の魅力となれば、さらに県外からも、大人だけでなく、世代を越えて様々な子どもとの関係も構築できる可能性を持つ。こうした様々な人や活動を内包できる拠点環境をつくることで、異なる年齢、異なる能力をもつ人々が集い、そこで生まれる協働の中で、多様性や包摂性が育まれ、活気や躍動感を生み、魅力が創出される。少子化・小規模が課題である北川村の教育環境では人、集団、活動において多様性が求められていることから、こうした魅力を礎に、村民や村外の子どもたちとの交流や学びの場面をつくることで、継続的発展的な学び環境にすることができる。そのためにも、本事業では、地方創生の活動拠点や魅力の創出につながる機能を学校に内包し、複合化させ、ここだから生まれる多様性や包摂性の中で、ここでしかできない教育の創出を支え、それが地方創生にもつながる環境整備を目指すこととする。

第３章　計画条件について

１．計画対象とする施設の想定

本事業において計画する施設は、第１章　４．教育施設の概要の（１）にて記した建物のうち、次の施設を想定し、一体的な建物としての整備を目指す。

（１）学校施設：北川小学校及び北川中学校（義務教育学校化を目指す。）

（２）保育施設：みどり保育所（幼保一体化を目指し、義務教育学校に併設とする。）

（３）社会文化施設：村民会館（発展的なコミュニティ・スクールとして本施設に集約する。）

２．計画規模

（１）園児・児童・生徒数

園児・児童・生徒数は、学年１学級を維持していく村の方策に基づいて、年齢ごとに10名と想定する。また、幼保一体化施設の定員については、60名をとする。

（２）計画学級数

今後、一学年の児童・生徒数が複式学級設置の基準となる児童・生徒数に割り込む可能性もありうるが、村の方策に基づいて、学年の学級数を１学級と想定する。

年齢	子どもの数	学級数
０歳児	10	
１歳児	10	
２歳児	10	
３歳児　（幼稚園年少）	10	1
４歳児　（幼稚園年中）	10	1
５歳児　（幼稚園年長）	10	1
１年生　（小学校１年）	10	1
２年生　（小学校２年）	10	1
３年生　（小学校３年）	10	1
４年生　（小学校４年）	10	1
５年生　（小学校５年）	10	1
６年生　（小学校６年）	10	1
７年生　（中学校１年）	10	1
８年生　（中学校２年）	10	1
９年生　（中学校３年）	10	1

（３）教職員数

上記の人数及び学級数に対して、義務教育学校及び幼保一体化施設の教職員数は、45 人程度を想定する。

（４）その他利用者

本事業で計画する施設は、上記の０歳～15 歳（中学３年生）までの子どもたちと教員に加えて、村民すべてを利用者として計画する。そのため、様々な人が利用しやすいような施設計画が求められる。また、学びや文化、地方創生などの活動を通じて、様々な世代が関わり、地域文化の魅力をみつけ、工夫し、新たなる文化をつくりだし、次世代へと村をつなげる拠点となり、それが、子どもの遊びや学びにも影響を促す、村民みなが育つ場を目指し、コミュニティ・スクールの発展型の施設を目指す。また、北川村の地域づくりに参画している、関係人口と位置づけられる人たちも、本施設の利用者として位置づけて、こうした施設において、地方創生活動が生み出されることを想定し計画することとする。

（５）計画における設置基準面積

義務教育学校及び保小中一体化施設として、下記の面積を基準面積として確保する。

		園舎・校舎 設置基準面積	園庭・運動場 設置基準面積
幼保一体化施設	保育所　０～２歳児 対象面積	90 ㎡ （内寸）	33 ㎡
	幼稚園　３～５歳児 対象部分	420 ㎡	400 ㎡
義務教育学校	前期課程 （小学校部分）	600 ㎡	2,400 ㎡
	後期課程 （中学校部分）	600 ㎡	3,600 ㎡

（６）計画敷地

計画敷地は、既存の北川小学校、北川中学校の敷地にて計画することとする。この敷地は、北川村の主要道路である国道 493 号線から 20ｍほど入った場所に位置しており、北側の道路をはさんで北川村役場、東側隣地に野友郵便局があり、村の中心的な役割を果たす立地である。南に２ｋｍ程度行くと奈半利町となり、４ｋｍ先には海岸線となる。計画敷地は、道路を挟んで２箇所に分節しおり、既存小学校・中学校校舎が建っており、小学校グラウンドとしている北側敷地を【敷地１】、体育館が建っており、中学校グラウンドとしている南側敷地を【敷地２】とし、敷地条件の詳細は、下記の通り。

【敷地１】

①所在地　　高知県安芸郡北川村野友字東埜友地係

②敷地面積　10,745 ㎡　　内訳

地番	面積
（ロ）甲 1549	1,877 ㎡
（ハ）甲 1545	1,599 ㎡
（ニ）甲 1543	3,864 ㎡
（ホ）甲 1548	1,244 ㎡
（ヘ）甲 1400-2	1,628 ㎡
（ト）甲 1542	533 ㎡
合計	10,745 ㎡

【敷地２】

①所在地　　高知県安芸郡北川村野友字東埜友地係

②敷地面積　10,745 ㎡　　内訳

地番	面積
（イ）甲 1391-1	10,113 ㎡
合計	10,113 ㎡

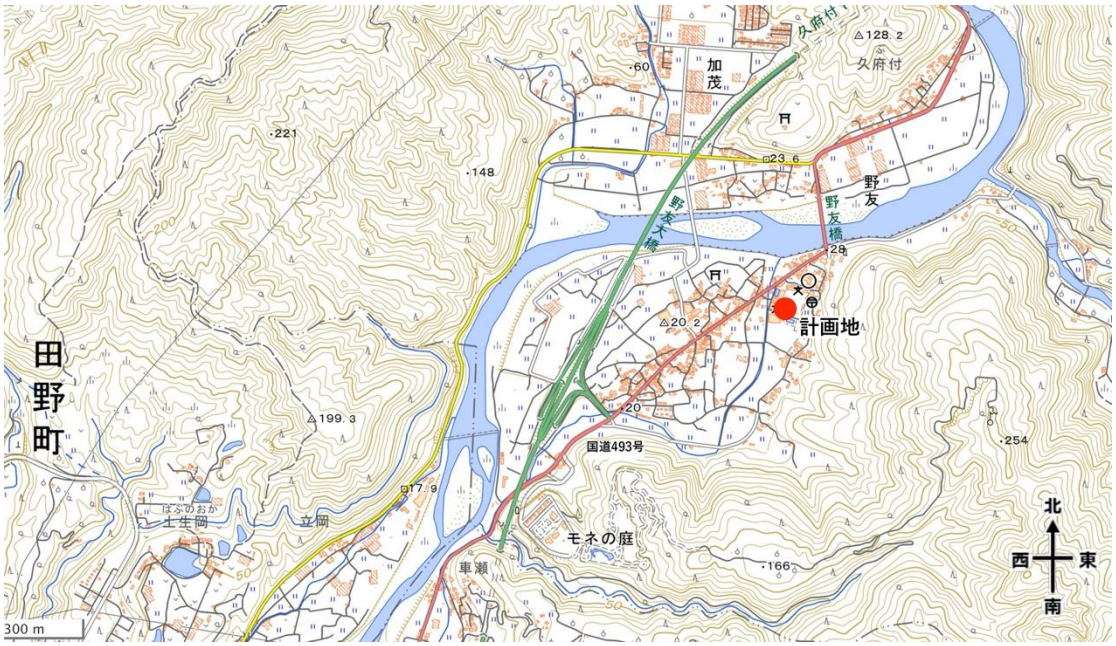

出典：国土地理院より

③敷地の法的予条件　　＊【敷地１】【敷地２】ともに

都市計画区域外、建ぺい率・容積率ともに指定なし。その他地域指定なし。

ただし、【敷地２】の一部が、土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域となっている。10,000 ㎡を超えて切り盛りする場合は、開発許可申請が必要となる。

④供給処理施設

上水道　：北川村簡易水道施設

下水処理：合併処理浄化槽方式

ガス　　：プロパンガス

電気　　：四国電力

⑤防災計画における施設の位置づけ

北川村の防災計画では、北川小中・体育館、小学校、中学校は、村の避難所とされている。小学校グラウンドは、南部地区のヘリポート、体育館は、村の物資の備蓄拠点とされている。

また、保育所は、野友地区の避難所に、村民会館も、村の避難所として指定されている、その一方、中学校グラウンドの一部が、土石流警戒区域に指定されている。

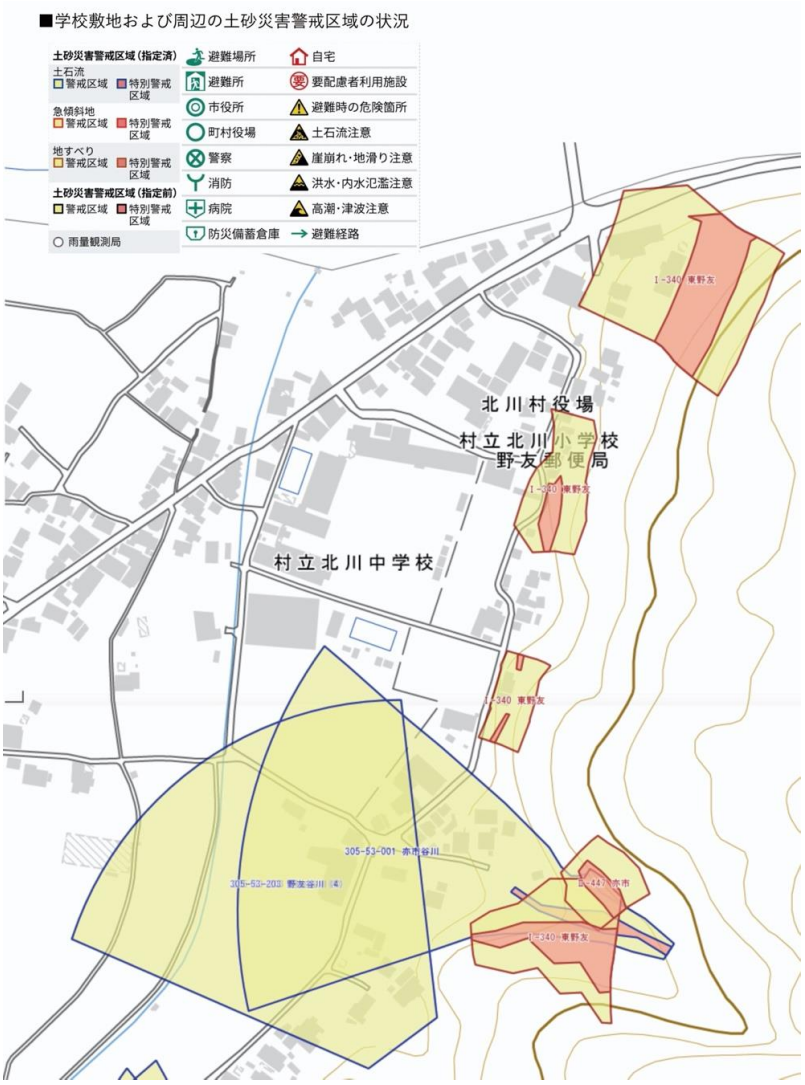

出典：高知県の土砂災害危険度情報 危険箇所マップより

（７）施設計画の概要

想定する施設計画の概要は以下のとおり。

①幼保一体化施設及び義務教育学校、村民社会教育施設の一体的整備

（プール、屋内運動場、駐車場、駐輪場及び建物周囲の外構工事、
公園・校庭整備工事を含む）

（なお、既存建物である北川小中学校特別校舎については、大規模改修を想定。）

想定総延床面積　6,450 ㎡程度

②予定する総工事費

約 25 億円を想定。

第４章　施設の計画

１．施設計画にあたって

本事業の施設計画では、「北川村文教施設・子育て環境デザインコンセプト」を基に、計画を実施していくこととする。また、本施設計画は、運営との整合性が極めて重要であり、設計においても、運営と施設が連携、調整し合い、整備にあたることが求められる。

北川村文教施設・子育て環境　デザインコンセプト

０歳～100 歳みんなが集い、学び、みんなでつくる「学びのひろば・ゆずのたね」

また、本計画は、小学校・中学校の義務教育学校化とともに、幼保一体化施設の整備と学校施設への併設、学校施設と公共的機能である村民会館の一体的な整備を行うことで、コミュニティ・スクールを発展的に捉えた、村民みなの教育・文化の活動拠点を目指す。

２．施設計画の５つの視点と方向性

（１）５つの視点について

このデザインコンセプトを受けて施設を計画するうえで重視すべき、５つの視点を示す。

◆５つの視点

① 豊かな空間性を持つスケルトン（空間骨格）が、多彩な活動を創造させる施設
② 活動に伴うしつらえとなるインフィル（内装・設備）が柔軟に可変しやすい施設
③ あらゆる人が支え合い、伸びやかに利用できる施設
④ 防災拠点としての施設
⑤ 村の資源・資産の見える化を実現する施設

（２）５つの視点の方向性について

５つの視点について、それぞれの方向性を以下に示す。

① 豊かな空間性を持つスケルトン（空間骨格）が、多彩な活動を創造させる施設

施設一体型の義務教育学校や、学校に併設する幼保一体化施設、学校と一体化した社会教育文化施設は、子どもや教職員、村民といった様々な人や集団による、多彩な活動が、情景としてあちこちで繰り広げられ、日常に散りばめられている。この環境こそが学びになり、刺激となって、共に楽しく、いきいきと、主体性を持ち学び合う環境をつくり出す。そのためには、魅力的な学びの「種」となりうる掲示、展示、コンテンツが、美しくしつらえられ、そこで語り合ったり、書き合ったり、ともに制作したり、悩んだり、時に一斉に何かが行われたり、といった多彩な活動を創造させる空間性「空間のチカラ」を骨格に持つ施設であることが大変重要である。また、それは、とても広くのびやかな環境やとても小さい隠れ場のような環境、集中し落ち着ける静的な環境や躍動感あふれる動的な環境、壁面に囲まれた環境や、外にのびやかに広がる環境等、特徴的で幅のある空間環境を計画することも、多彩な活動をのびやかに生み出していく環境づくりとしては、大変重要な要素となる。そこで、施

設計画では、運営の内容に応じ、コト（活動・行い等）が適切に、かつ、豊かに創造されるための環境として、幅と特徴性を持たせて計画することと同時に、モノ（書籍教材、掲示物・展示物、備品等）の魅力を引き出し、学びに活用していきたいと思わせるように見える化し、思考の流れを誘発させる環境を、計画することが重要である。

また、こうした空間性は、子どもの発達を支え、感性を育てるという点でも大きな役割を持つことから、０歳から 15 歳までの成長を支える教育環境を計画するうえでも、メリハリを持たせた空間計画は大変有効である。

② 活動に伴うしつらえとなるインフィル（内装・設備）が柔軟に可変しやすい施設

学校においても、幼保一体化施設においても、村民の社会教育・文化活動施設においても、様々な活動を豊かにし、広がりを生むうえで、空間の骨格とともに重要になるのは、活動を支える道具・しつらえとなるインフィル（内装、設備、家具、什器・備品）である。一方、こうしたものは、時代性も強く、変化が早い。また、子どもたちの学びやこうした複合的な施設における活動もまた、常に発展、深化し、変化をとげていく。こうしたものに追随し、長期的に施設を維持活用し、環境が常に魅力的であり続ける場とするため、施設計画では、活動を支えるインフィルは、可変性、汎用性、更新性に優れたものとすることが望まれる。

また、今後の教育現場では、一人ひとりがタブレットを持つ場面もあれば、一斉に大画面を共に眺めディスカッションし学び合うような場面、離れた学校 ICT 技術によりつながり共に学び合う場面、一斉授業の形態もあれば、双方向の学びもありうる。こうした学びは、小規模校だからこそ、ICT 技術を活用した学びがしっかりと支えられる環境があることが重要である。一方、様々な ICT 機器と活動の方法は、さらに進む可能性が高く、新しい学びを体験しながら、さらにあるべき学びの姿を探求し、可変していける学習空間のあり方が重要である。

その一方で、学校と地域が共に使い合う場所では、使い方のクセを共有していく必要性がある。また、こうした柔軟性を持たせたインフィルを使いこなすには、使い方を文化にし、定着していくことが求められる。こうした文化もまた、この施設の魅力となりうるものだが、施設の運営が定着するまでは、使い方の工夫もまた学びとする運営が重要であり、こうした環境整備や学び支援には、民間の参入も含めた体制づくりの検討が重要である。

③あらゆる人が支え合い、伸びやかに利用できる施設

本施設では、赤ちゃんから高齢者、身障者を含めたすべての村民や訪れる人が、主体性をもち伸びやかに活動できる環境をつくることが大切である。特に、学校と幼保一体化施設の関係、１年生から９年生までが共に学ぶ施設一体型義務教育学校では、体格差や能力差も大きく、滑らかなつながりを持たせつつも、発達段階や利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境整備や、区切りやメリハリを持たせた環境づくりも、大変重要になる。

また、体格差や能力差、文化性の違いなどを肌で感じることは、子どもにとっても村民にとっても、多様性や包摂性への学びのきっかけをつくる環境になりうる。そのため、体格差、

能力差に配慮し、身障者や高齢者等も使いやすい施設のバリアフリー化も考慮しつつ、声を掛け合い、支え合うことで、様々な人の利用を快適化できる計画の工夫も重要となる。

加えて、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対しては、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うため、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導、支援の実施が可能となる施設環境の計画が重要となる。その場合、身体的な障害に限らず、発達障害を含めた、障害の特性を踏まえた環境整備が求められる。一方で、こうした機会は子どもだけでなく、地域社会においても、インクルーシブ教育システムの構築に資するため、各々の児童や生徒の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に交流および共同学習を行うことができる施設となるよう計画することが重要である。

また、子どもや社会的弱者も含めた様々な村民が活用する場所として、外部からの来場者や不審者の侵入が管理しやすいように、見通しのよい施設とすることが重要である。それと同時に、管理体制の構築とともに、村民の協力も含めた防犯体制づくりも重要となる。

④ 防災拠点として施設

計画する施設は、地震、洪水、津波、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し、十分な安全が確保できる計画とするだけでなく、地震発生時においては、幼児・児童・生徒、教職員、利用者等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備、囲障等の工作物の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。また、村民が集う複合化施設における活動や、活動に伴って生まれる物やしつらえは、この施設や地域の財産となりうる。こうした活動、文化、モノを守り、次世代へつないでいくことも、施設の大切な役割であり、長く、安全に、豊かに活用し続けることができるスケルトンの計画と同時に、インフィルへの災害対策を十分に検討することも大切である。

高知県防災マップの津波浸水予測図によると、最大クラスの地震でも、本敷地への津波による浸水は想定されない状況だが、屋上や上階等への避難が可能となる計画は有効である。

また、規模の大きな建物が少ない小規模自治体では、防災拠点としての学校施設の役割は、大きい。既存建物は耐震補強済みではあるものの、今年で築６０年を向え、老朽化が進むため、学校施設環境の長寿命化を検討することも否めない。しかし、第２章（２）北川村の文教施設、子育て教育環境等における課題 ④ 防災計画からみた課題や、第３章（６）計画敷地　⑤防災計画のおける施設の位置づけに示す内容からも分かるように、こうした義務教育学校化、公共施設の一体化や複合化を機として、総合的視点から防災拠点としてのあり方を再構築し、避難所として必要となる機能を計画しておくことが求められる。

幸い、本施設は、多くの村民に利用してもらえる施設計画を行うことから、そうした物理的特性や日頃から建物に親しんでもらえる状況を活かした防災拠点としての計画も有効である。また、こうした防災拠点としての設を教育に積極的に活かす工夫として、中庭やグラウンド、公園に、防災教育に活かせる設備等を設置するなども有効である。そして、こうした設備は、学校、自主防災組織、村民との連携を図る機会をつくるだけでなく、子どもたち

も、村民を迎える側の一員として積極的に役割を担う体験を積むことができ、自主性の育成においても大変有効である。

⑤ 村の資源・資産の見える化を実現する施設

本施設は、子どもから大人まで、地域資源「宝物」の存在を見て、ふれて、感じることができ、それを学びや地域の活性化、地方創生に活かせる資源と位置づけて、資源を見える化することや、見える化するためのものづくり活動を、本施設の中心に据える計画である。

それと同時に、施設についても、地域の環境特性を活かし、学校生活や学び、遊びの中で、自然との共生や環境負荷低減に関わる技術にふれられる環境整備が有効となる。さらには、敷地の微気候・微地勢を活かした施設計画は大変重要であり、土地の特性を肌で、活動で、知識で感じとり、活かすことができる力の育成も含めた計画が有効である。

また、自然の特性だけでなく、建設時も含めた温室効果ガスの排出量削減に向けての技術、断熱化や日射遮蔽等の建物性能の向上や、照明や冷暖房等の設備機器の高効率化、再生可能エネルギーの導入、緑化といった計画は、環境教育でも活用できるだけでなく、避難所としての利用や、地域の先導的役割を果たす観点等からも有効である。

加えて、伐期を迎える森林を多く保有する北川村として、村有林からの木材の活用や村産材の活用を含めた計画が求められている。村内のスギ、ヒノキといった樹種の持つ特性に合わせた使い方を含め、施設計画に反映していくことが求められている。加えて、こうした村産材の活用は、村の資源・資産を肌で感じ、林業や建設業といった職業としての関わりも目の当たりにでき、地域学やキャリア教育においても有効な機会となりうることから、積極的な活用を期待したい。

【参考　伐期をむかえる村有林について】

●大字和田にある村有林の概要

スギ：964.46 ㎥、ヒノキ：844.62 ㎥、

広葉樹（カシ、ナラ、ミズメ、サクラ等）：10.80 ㎥　　合計 1,819.88 ㎥

これらは立木材積とし、スギ、ヒノキについての製材材積を求めると、

スギ：385.78 ㎥、ヒノキ：337.85 ㎥　となる。（製材材積＝立木材積×0.4 と仮定）

これら製材の本計画施設への活用イメージの例を以下に上げる。

例１：床面積が約 2,400 ㎡の木造２階建て（構造材）としての活用が可能。

例２：床面積が約 2,000 ㎡の木造２階建て（構造材）に加えて、
床面積が約 4,000 ㎡の内装木質化としての活用が可能。

例３：床面積が約 6,450 ㎡の内装木質化として活用が可能。かつ、465 ㎥が余る。

（活用イメージの検討においては、構造材としての活用として 0.3 ㎥/㎡、床や壁などの内装木質化のための活用として 0.04 ㎥/㎡と見込み試算を行った。）

上記の結果から、この度伐期を迎える大字和田の村有林だけでは、本計画の施設を、すべて木造とすることは難しい。その一方、木質化に対しては十分余りある状況であり、今後の

施設整備に向けては、他に、伐期を迎える村有林がないか、あるいは、村産材等が出ないか、それらの活用も含めて検討していくことが望ましい。

３．計画する施設の構成

（１）３つの施設の一体的な整備

こうした視点を踏まえて、本事業で計画する施設は、次の３つの施設を一体的に計画することとする。

① 施設一体型義務教育学校

② 幼保一体化施設

③ 村民会館機能を含む、社会教育・文化施設

また、これに附帯するプール等の工作物、屋外運動場・園庭・公園等の外構も含め計画する。加えて、この施設は、これまで示した事業の指針に基づき、３つの実現目標と、具体的な取り組み目標を実現する環境で構成される。こうした環境には施設の運営も含まれるため、施設の設計においては、運営と一体となった検討が求められる。

４．施設の構成

こうした視点を踏まえ計画する施設の運営・環境のイメージを共有するために、イメージスケッチを下記に示す。

（１）学校と公共的機能が複合化し、共創する「学びのひろば・ゆずのたね」のイメージ

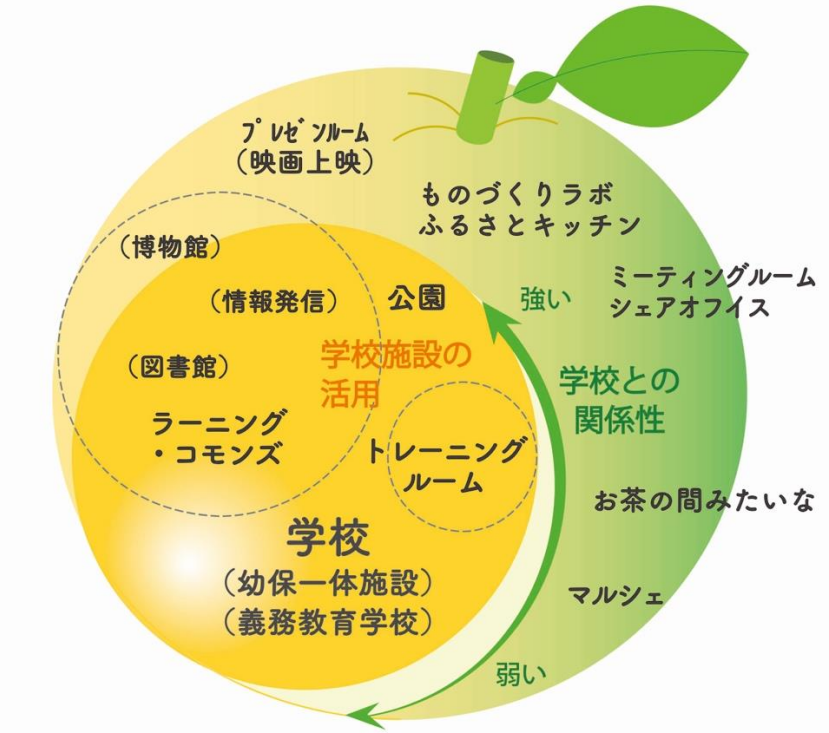

幼保一体化施設と施設一体型義務教育学校に設けられる機能を充実させ、すべての村民や北川村に関係する人々も活用できる、コミュニティ・スクールの発展型を目指すとともに、学校、子ども、村民が共に考え、みなでつくりあげる「共創による環境」を目指し、こうした機能を「学びのひろば・ゆずのたね」とし、施設に中心に据える。

（充実させる機能の可能性の例）

・図書室　→　ラーニング・コモンズ　→　図書館、博物館
　　ラーニングコモンズ内・ラーニングルーム　→　シェアオフィス
　　プレゼンルーム　→　映画上映、アバターアニメーション
　　遠隔地連携・双方向会議（授業）、ディベート
・体育館　→　トレーニングルームを付加
・理科室・図画工作・技術科室　→　ものづくりラボ
・調理室　→　ふるさとキッチン、畳スペースを付加し、子育て支援やお茶の間に
・園庭　→　公園
・軒下空間　→　マルシェ

（２）施設の機能構成について

こうした学校と村民が共用する施設において、双方の活動が効果的につながるためには共用する部分と、しっかり区分する部分を明確に位置づける必要がある。そこで、施設に計画される機能と、それらの関係性を、機能構成図としてまとめ、以下に示す。

■施設の機能構成図

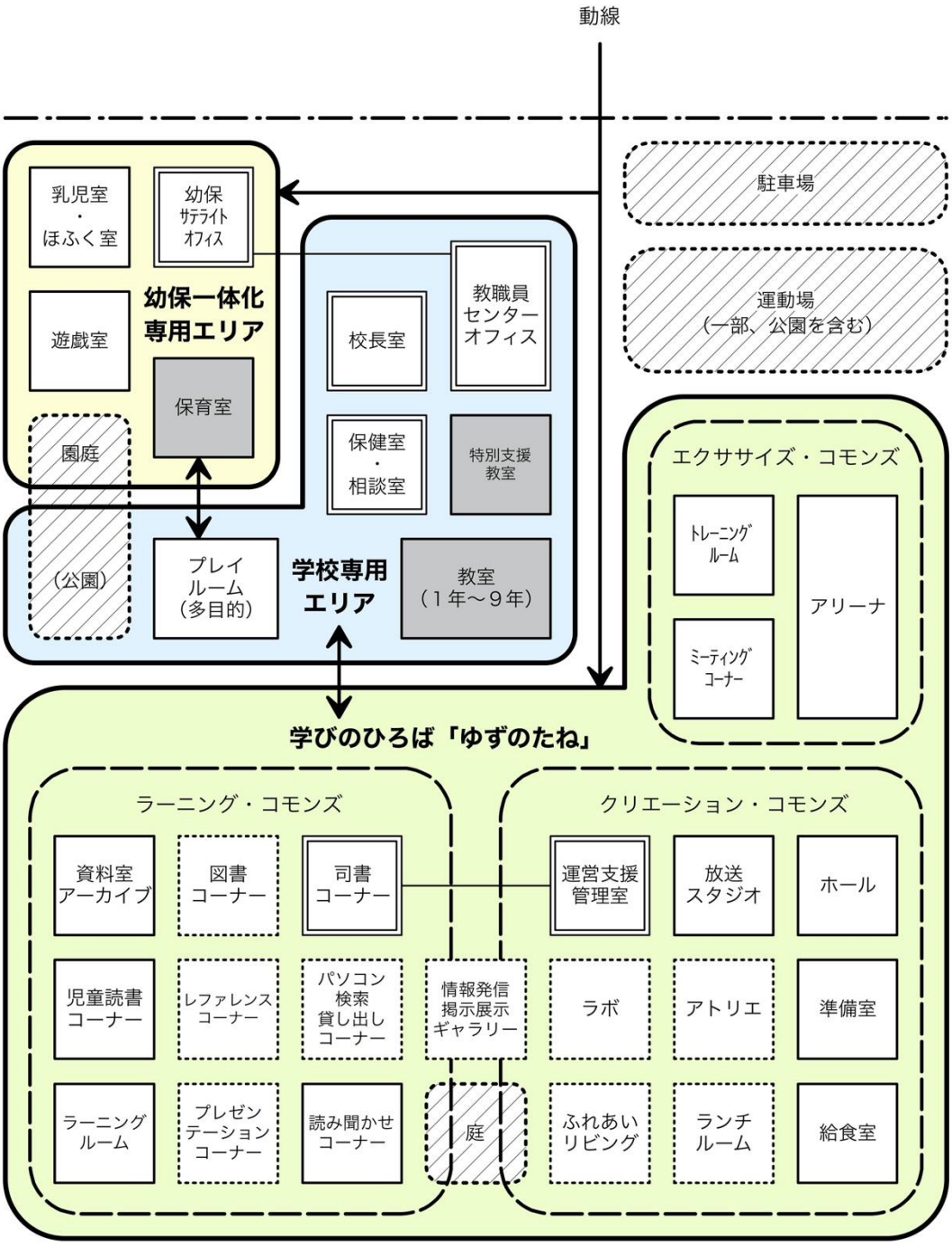

（3）３つのエリアとそれぞれの施設の計画

本施設は、幼保一体化施設と、義務教育学校、村民会館機能を含む社会教育・文化施設の３つの機能を複合化させた施設となる。しかし、あくまでも、幼保一体化施設、学校施設であることを重視し、機能構成図のように、３つのエリアを構成し、子どもの教育的な環境の確保と、教育の充実につなげる村民とのふれあいが両立できる施設を目指し、計画する。

◆３つのエリア

①幼保一体化専用エリア
・０歳から小学校入学前までの子どもが使用する幼保一体化施設の専用エリアとする。 ・他のエリアとは一体的に整備し行き来はできるものの、基本的には幼保一体化施設として乳幼児が利用する施設とする。 ・運営においては、認定こども園の運営形態を目指す。 ・外部から直接アプローチでき、送迎に対応したエントランス空間を確保する。 ・発達段階の子どもの特性に応じた保育・教育環境を整備する。 ・異年齢の活動にも配慮した計画とする。 ・園児が自由に遊べ、様々な行事にも対応できる遊戯室を設ける。 ・園庭を含む計画とする。園庭は、自然環境が豊かに感じられるしつらえとする他、発達に応じて活動が広がりつつも、それぞれが安全に遊べる環境とする。 ・園庭は、時間外となる放課後や休日は、村民の公園としての活用も可能とする。 ・義務教育学校の低学年の教室とは、視覚的につながり、行き来しやすい関係とする。 ・教職員の執務空間は、義務教育学校内に一体的に整備するが、日常的な執務が行える場所として、幼保サテライトオフィスを計画する。
②学校専用エリア
・小学１年から中学３年（１年生～９年生）までが使用する義務教育学校エリアとする。 ・運営においては、義務教育学校化を目指す。（施設一体型義務教育学校とする。） ・子どもと教職員のアプローチは、学びのひろば「ゆずのたね」を経由することとする。 ・学びのひろば「ゆずのたね」とは、気軽に、自由に行き来ができる環境とするが、村民の行き来は、状況でより管理し、子どもたちの落ち着いた学びの場を担保する。 ・しかし、「ゆずのたね」とは、視覚的に、中庭を介して、あるいは、吹抜け空間など、豊かな空間でつながる工夫が必要である。 ・基本的には、一学年一学級を目標とするが、複式学級も対応可能な造りとする。 ・特別支援学級に対応できる環境を設ける。 ・異年齢や異学年の学びの姿、生活の姿が見え、共同での活動が行えるよう工夫する。 ・幼保一体化専用エリアと共有する「プレイルーム（多目的教室）」を設ける。 ・すべての教職員の執務空間と、保健室関連の諸室を設ける。 ・園庭につながる中庭を設け、幼保一体化専用エリアと屋外でもつながる環境とする。

③学びのひろば「ゆずのたね」（社会教育文化施設）
・学校と村民が共用するエリアとする。 ・基本的には、学校の特別教室を面積的に、空間的に、機能的に充実させた場とする。 ・運営として、休日や夜間も利用できることを検討する。 ・子どもや教職員は、学校専用エリアから自由に行き来できる環境とする。 ・学校専用エリアは、休日や夜間は入れないよう運営側で管理する。 ・学びのひろばには、子どもや教職員の日常的な動線を組み込むこととする。 ・村民は、このエリアに直接アプローチできることとし、来館者用駐車場も整備する。 ・３つのコモンズで構成される。 ・ラーニング・コモンズは村の図書館として整備するが、使い方は、子どもたちの学びを支えるラーニング・コモンズとしての利用を中心に構成する。 ・ラーニング・コモンズには、図書コーナー、静かに読書できる児童書コーナー、検索、パソコン貸出し、読み聞かせコーナーの他に、プレゼンテーションコーナー、ラーニングルームを設け、授業や会議、地方創生活動のミーティングルーム、シェアオフィスのようにも活用できる、プロジェクトルーム的性格を持った空間とする。 ・デジタル機器の利用サポートも行える環境とする。 ・クリエーション・コモンズは、学校における特別教室を充実させたエリアである。地域活動を視野にいれ、多様な活動が生まれ、関係し合い、地域活性化に寄与する地域の活動拠点として位置づける。 ・ランチルームはこちらに帰属し、村民は利用できるふれあいリビングに隣接させる。 ・エクササイズ・コモンズは、体育館を中心とする運動施設を意図しており、主に、授業の空き時間の活用や、夜間の地域開放の施設とする。 ・体育館は、既存と同規模とし、バスケットボールコート１面、バレーボールコート２面、バトミントンコート３面が確保でき、ステージや更衣室等を計画する。 ・これら３つのコモンズの利用に際して、学校との調整や、村民からの要望を受けて運営を支援し、施設を管理するための「運営支援管理室」「司書コーナー」を設ける。 ・また、こうした活動が屋外へも広がる中庭空間を計画する。 ・中庭は公園としての活用も検討する。 ・これらをつなぐ「ゆずのたね」の中心部分に、子どもたちの活動や、地域の活動、学校や役場からの情報発信、子育て支援情報、移住支援情報、村の魅力発信などに活用できる情報発信ギャラリーを設ける。 ・また、これらのコモンズに配置されたコーナーや諸室は、オープンスペースによりつながり、様々な学びの様子や、作品、掲示物等が、「ゆずのたね」エリア全体で、見渡すことができるしつらえを計画する。 ・屋外運動場やプールも共用とする。 ・こうした施設の学校と地域の共用を実現するためには、運営支援体制が必須である。

（4）特別教室の利用率算定

こうした必要機能を施設として計画するうえで、学校が学習に十分活用できる状況とするため、学習指導要領の示す授業時数に従って、各特別教室の利用率の算定を行うことで、適切な室数と利用頻度のバランスがとれた計画を目指す。下記に示す試算はあくまで目安とし、設計では、学校の学習活動の様子や、学びの内容、地域性に配慮し、運営のあり方も含めて、調整を行うこととする。

■学習指導要領に基づく標準授業時数

前期課程	後期課程	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生
国語	国語	306	315	245	245	175	175	140	140	105
社会	社会			70	90	100	105	105	105	140
算数	数学	136	175	175	175	175	175	140	105	140
理科	理科			90	105	105	105	105	140	140
生活		102	105							
音楽	音楽	68	70	60	60	50	50	45	35	35
図工	美術	68	70	60	60	50	50	45	35	35
家庭	技術 家庭					60	55	70	70	35
体育	保・体	102	105	105	105	90	90	105	105	105
道徳	道徳	34	35	35	35	35	35	35	35	35
特活	特活	34	35	35	35	35	35	35	35	35
総合	総合			70	70	70	70	50	70	70
外活	外国語			35	35	70	70	140	140	140
		850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015

■35 週で割った標準授業時数（１年生のみ 34 週）と利用率からみた必要教室数の算定

（利用率が 70%以下となるよう、教科の特色とあわせ、組み合わせを検討。）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	全時数	利用率	調整時数	調整利用率	必要教室数
国語	9	9	7	7	5	5	4	4	3	21.00	72.4%			－
社会			2	2.57	2.86	3	3	3	4	15.86	54.7%			－
算数数学	4	5	5	5	5	5	4	3	4	21.00	72.4%			－
理科			2.57	3	3	3	3	4	4	22.57	77.8%	17.00	58.6%	1
生活	3	3								6.00	20.7%	19.00	65.5%	1
音楽	2	2	1.71	1.71	1.43	1.43	1.29	1	1	13.57	46.8%	→		1
美術	2	2	1.71	1.71	1.43	1.43	1.29	1	1	13.57	46.8%	14.43	49.8%	1
技家					1.71	1.57	2	2	1	8.29	28.6%	↓	→	1
保体	3	3	3	3	2.57	2.57	3	3	3	26.14	90.1%			共用
道徳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9.00	31.0%			－
特活	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9.00	31.0%	22.43	77.3%	
総合			2	2	2	2	1.43	2	2	13.43	46.3%	↓	→ →	2
外国			1	1	2	2	4	4	4	18.00	62.1%	→		1
	25	26	28	29	29	29	29	29	29	全時数	29コマ			

（５）各室数と面積の構成

これまでの検討を基に、必要となる各室の室数と面積の構成の目安を示す。

①　幼保一体化施設専用エリア

室名・スペース名	単位面積	室数	小計	備考
乳児室	35 ㎡	1	35 ㎡	面積基準として 10 名まで
ほふく室	35 ㎡	1	35 ㎡	面積基準として 10 名まで
保育室	30 ㎡	4	120 ㎡	２歳児～５歳児まで。基準面積として
遊戯室	120 ㎡	1	120 ㎡	
調乳・沐浴室	10 ㎡	1	10 ㎡	
幼児用トイレ	30 ㎡	1	30 ㎡	
シャワー室	5 ㎡	1	5 ㎡	
大人用トイレ	20 ㎡	1	20 ㎡	
調理・配膳室	15 ㎡	7	105 ㎡	
幼保ｻﾃﾗｲﾄｵﾌｨｽ等	45 ㎡	1	45 ㎡	保健関連のスペースを含む
倉庫	20 ㎡	1	20 ㎡	
玄関ホール	50 ㎡	1	50 ㎡	園児、教職員、来客用を一体的に
廊下空間			適宜	

＊施設設置基準面積が確保できるよう計画。

＊園庭部分については、設置基準 433 ㎡を超える面積を確保すること。

②　義務教育学校専用エリア・学びゾーン

室名・スペース名	単位面積	室数	小計	備考
教室 （１年～９年）	45 ㎡	9	405 ㎡	ロッカーと荷物収納面積を含む 収納は年齢に応じて教室内外検討のこと
特別支援教室		3	105 ㎡	大・小と広さを変えて分割使用
トイレ	45 ㎡	2	90 ㎡	体格差に配慮し、２箇所程度
更衣室	30 ㎡	2	60 ㎡	教室の近くに計画
廊下 オープンスペース			適宜	それぞれの教室をつなぎ、教室の活動がより豊かになるよう計画。ティーチャーサテライトスペース等の設置も有効。

＊教室やオープンスペースは、学びが豊かになるよう、家具や間仕切り等のレイアウトで、発達に応じたコーナーや探求活動、個別最適な学びが実践できる環境づくりを目指す。

③　義務教育学校専用エリア・管理ゾーン

室名・スペース名	単位面積	室数	小計	備考
教職員 センターオフィス		1	210 ㎡	職員室機能、教材印刷、休憩コーナー、 ミーティングコーナー、会議室等を含む
校長室・応接室		1	50 ㎡	
保健室		1	60 ㎡	
相談・ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ		2	50 ㎡	
運営支援管理室			40 ㎡	学校と地域の共用運営を支える管理室
職員更衣室	50 ㎡	1	50 ㎡	教室の近くに計画
職員トイレ	30 ㎡	1	30 ㎡	体格差に配慮し、２箇所程度
倉庫			40 ㎡	
廊下 オープンスペース			適宜	児童・生徒が気軽にたずねやすいよう ふれあえるオープンスペースを設置

＊教職員センターオフィスは、全ての教職員が一同に集まり、連携・協働を可能とする空間として構成すること。

＊また、一体となることで、少人数でのミーティングや会議室を多めに確保する必要がある。

＊保健室、相談・カウンセリングについては、外部からの動線を確保する。

＊教職員センターオフィスに面して、児童や生徒、村民が、教職員を訪ね、ふれあったり、質問したり、学びに関する相談・連携が行えるしつらえを計画する。

④　義務教育学校専用エリア・幼保一体化施設共用ゾーン

室名・スペース名	単位面積	室数	小計	備考
多目的教室	90 ㎡	1	90 ㎡	プレイルームのようなものとして 園児と児童生徒、保護者同士のふれあい 児童生徒の授業にも活用できるスペース たたみを敷くなどの工夫も有効

＊義務教育学校専用エリアに設けるが、幼児と、児童・生徒がふれあえたり、授業や、異年齢、異学年による活動、集会等が行える空間として計画する。

＊園庭ともつながる環境を計画する。

⑤　義務教育学校・地域共用エリア（「ゆずのたね」）　特別教室ゾーン

室名・スペース名	単位 面積	室 数	小計	備考
学びのひろば （ﾗｰﾆﾝｸﾞ・ｺﾓﾝｽﾞ）		1	700 ㎡	図書室、プレゼンテーションコーナー、 レファレンス・パソコンコーナー、 司書コーナー、 情報発信・展示コーナー、 ラーニングルーム（２室程度）、資料室 等、学校と地域が共用できるスペースに
放送スタジオ			30 ㎡	施設全体の放送、村内放送などに対応
ホール		2	230 ㎡	音楽系、動きを伴う学習活動等に対応し 大・小広さの異なる天井の高いスペース
ラボ		4	350 ㎡	グループ活動、理科系、技術家庭科系、 図画工作系、調理系などの機能を有する スペースとして、地域も共用する。 活動内容により、組み合わせた空間に
アトリエ		1	90 ㎡	図画工作・美術系、書写、生花などの 活動が行える機能を有し、地域も共用
準備室	15 ㎡	7	105 ㎡	機能に応じて設置。
トイレ		1	60 ㎡	
エントランス			90 ㎡	児童・生徒・教職員・地域・来客共用
廊下 オープンスペース			適宜	それぞれのスペースをつなぎ、活動が より豊かにひろがり、ギャラリー等、 活動の様子が見えるスペースに。 ティーチャースペース等の設置も有効。

＊それぞれの活動がつながり、一体的な空間となるような計画を目指す。
　その場合、それぞれの諸室をオープンスペースでつなげ、様々なモノや展示・掲示・活動が広がる環境を目指す一方、音環境や光環境に配慮し、機能の相応しい環境を計画する。
＊ホールは、音楽だけでなく、必要に応じて仕切り、動きを伴う活動やプレゼンテーション等に活用できるしつらえとする。
＊ラボは、４室計画することとする。魅力的で特徴的な計画とし、北川村らしい教育の内容、村民活動に合わせた計画が求められる。
＊それぞれの特別教室で、豊かな学びが創造されるよう、各室で特徴的な計画を目指す。

⑥　義務教育学校・地域共用エリア（「ゆずのたね」）　→　既存特別校舎を活用

室名・スペース名	単位面積	室数	小計	備考
ランチルーム		1	200 ㎡	児童・生徒・教職員が一斉に利用 席数 120 名程度とする。
給食室		1	120 ㎡	
ふれあいリビング		1	60 ㎡	地域と学校のふれあい、交流に活用
トイレ	45 ㎡	1	45 ㎡	
廊下			適宜	

＊一つの案として、既存の特別校舎を大規模改修し活用する計画としている。

⑦　義務教育学校・地域共用エリア（「ゆずのたね」）　運動施設ゾーン

室名・スペース名	単位面積	室数	小計	備考
体育館アリーナ		1	1050 ㎡	
器具庫	25 ㎡	3	75 ㎡	
ﾐｰﾃｨﾝｸﾞｺｰﾅｰ		1	40 ㎡	
ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｺｰﾅｰ		1	100 ㎡	
更衣室		1	50 ㎡	
トイレ		1	50 ㎡	
エントランス		1	10 ㎡	
廊下			適宜	

＊夜間の地域開放を踏まえた計画とする。

＊屋外運動場、プールへの移動に配慮した計画とする。

⑧　その他

室名・スペース名	単位面積	室数	小計	備考
防災倉庫		1	100 ㎡	
機械室			適宜	

⑨　工作物

プール（25m×６コース程度、幼児用プール）、駐輪場（30 台程度）を整備する。

⑩　駐車場

来館者及び送迎用（15 台程度）、職員用（40 台程度）

⑪園庭・学校グラウンド・公園　地域共用エリア

園庭・学校グラウンド・公園は約 11,500 ㎡。地域開放を踏まえた計画とする。

（6）配置計画の目標

①　活気と賑わいの創出

・学校における子どもたちの様子や、活動の活気、村民の利用の状況が、敷地外にも広がり、多くの利用を促したり、村へ活気を広げたりできる配置計画が望ましい。特に、敷地北側の役場側は、多くの村民が利用する道路に接する部分であるため、施設の顔としての計画を行うことが求められ、メインアプローチとすることが有効である。

・夜間の利用が見込まれる体育館や、地域共用エリアの様子も、垣間見られるよう計画することが望ましい。

・エントランスは、子どもから大人まで、来館者同士が顔を合わせる空間として、佇んだり、ふれあえたりできる計画が望ましい。

・地域のシンボルとなり、誰でも気軽に利用しやすい、親しみを持ったエントラスや、建物を計画する。

②　安全で、管理しやすいエントランス

・児童や生徒が安全に登下校でき、乳幼児の送迎、歩行者と自転車・自動車等の動線が交錯せず、利用者が安全に出入りできる計画とする。

・教職員センターオフィスや、運営支援管理室等から、エントランスの様子が見えることで、来館者の管理とともに、不審者の抑制となりうる計画に心がける。

・敷地全体のどこからでもアクセスできる状況ではなく、適切な動線計画を行い、子どもや利用者が安心して活動できる施設を計画する。

・体育館は、安全な動線に配慮した場合、北側敷地に計画することが望ましい。

・避難時を想定し、役場などとも連携しやすくなる配置計画も有効である。

③現在の環境を活かし、村の誇りとなり、地域の魅力になる建物

・村の象徴として、村の特徴や魅力が発揮され、村民だれもが誇りを持てる建物を目指す。

・子どもたちが、安心して、のびやかに、また豊かな自然を感じて活動できよう、低層とし中庭等の外部空間を適宜計画し、外へと自然に活動が広がる外構計画とする。

・北側に位置する役場や、役場駐車場、近隣の商店などの立地を活かした計画とする。

・既存の特別校舎を活かしつつ、一体感が生まれる施設を目指す。

第５章　多様な官民連携のあり方について

１．官民連携（PPP/PFI）を検討する背景について

北川村では、令和２年度～令和６年度を計画期間とする「北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、ゆず王国の復活に向けた「北川村ゆず振興ビジョン」の取組と並行して、令和２年４月策定の「子育て・教育ビジョン」に基づき、子育てや教育についての環境整備に関する取り組みを推進していくこととなっている。その環境整備を検討課題の１つに「保幼小中の複合化」があり、これまで、その内容について、検討してきたところである。その複合化を実現するには、学校施設という行政財産の活用に関して法的な側面から検討する必要があり、その手法の１つに PPP/PFI がある。

一方で、北川村では、令和元年度において、「北川村学校施設の長寿命化計画」を策定し、その計画の中では、現在の施設を維持し予防保全をすることよりも、建て替える方が将来的なコストが抑えられるとの試算が出ている。また、地域住民との対話の中からも、新たな学校施設を整備するうえで、財政面の不安がある点について参加者から指摘されてきたところである。

以上のように、①学校施設の複合化という新しい子育て教育環境を実現すること②学校施設の維持管理費等の将来的なコストの低減を図ることから、従来的な手法ではなく PPP/PFI を検討することとした。

２．PPP/PFI における事業手法について

（１）PPP/PFI について

①PPP とは

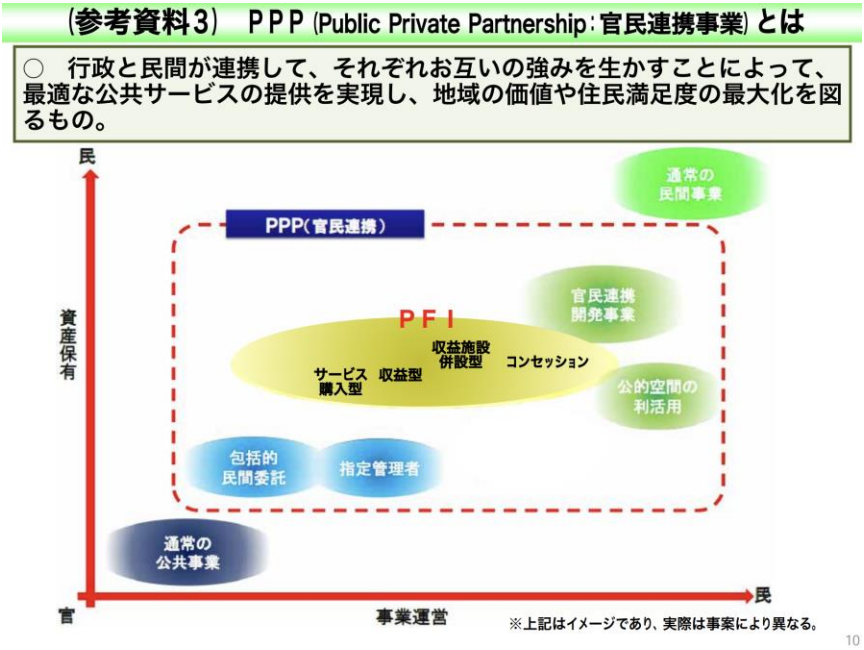

出典）内閣府 HP より

内閣府によれば、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものとしている。PPP とは、パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字を取った表現となっている。PFI（Private Finance Initiative）とは、PPP の手法の中の一つとして位置づけられる。

②事業方式の整理

事業方式を資金調達、設計建設、維持管理・運営、施設の所有のプロセスに着目すると、従来手法・PFI 手法・PFI 的手法に分類でき、細分化すると下記の図のように分離できる。

・従来型

行政が資金を調達し、施設整備し運営する典型的な方法である。

・PFI-BTO（Built Transfer Operate）方式

民間企業が公共施設等の設計・建設（Build）を行い、施設を公共側に譲渡（Transfer）した後、その施設の維持管理（Operate）を行う方法である。

・PFI-BOT（Built Operate Transfer）方式

民間事業者が公共施設等の設計・建設（Build）を行い、施設を所有したまま維持管理（Operate）を行い、事業期間終了後、施設は公共側に譲渡（Transfer）する。

・DB、DBO 方式（PFI 的手法）

公共が資金調達を行い、設計（Design）・建設（Build）・運営（Operate）を民間に委託する方法である。

・リース方式（PFI 的手法）

民間企業側で整備した公共施設をリース契約により使用する方法である。事業終了後は、無償譲渡されるなど方法は様々である。

	事業方式	資金調達	設計建設	維持管理・運営	施設の所有	
					維持管理中	事業終了後
従来手法	従来型	公共	公共	公共	公共	公共
PFI手法	BTO方式	民間	民間	民間	公共	公共
	BOT方式	民間	民間	民間	民間	公共
PFI的手法	DB、DBO方式	公共	民間	民間	公共	公共
	リース方式	民間	民間	民間	民間	公共

③PFI とは・PFI 事業の仕組みとは

・PFI とは、民間企業が公共サービスの提供を行う主体になり、自ら資金を調達して施設の設計・建設から維持管理までのサービスを提供する仕組みのことである。行政は、提供されるサービスの内容について、要求水準と照らして適切に提供されているのかモニタリング等を行う。

・PFI 事業の仕組みは、下記の図のとおりである。多くの事業では、設計業務・建設業務・維持管理業務・運営業務を含んでいるため、民間企業側は異業種企業とコンソーシアム（企業連合）を組成することとなる。また、多くの PFI 事業では、コンソーシアムに参加する民間企業が出資して特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）を設立することとなる。これは、公共事業の安定的かつ継続的な提供が求められるため、コンソーシアムに参加する企業の経営状態が PFI 事業に悪影響を与えないようにするためである。このことにより、参加企業の破綻や倒産等のリスクを隔離することができ、事業の安定性が確保できる仕組みとなっている。このことを「倒産隔離」と呼ぶ。そのため、SPC は、業務を SPC 内に残さず参加企業に発注する「パススルーの原則」が一般的となっている。

・特別目的会社が、行政が示す要求水準書に従って、適切に公共サービスを提供することとなる。

・また、SPC は事業に必要な資金を金融機関からプロジェクトファイナンスという融資方法により調達し、事業を実施する。その際、金融機関は、地方公共団体と「直接協定」を結び、事業の継続性に課題が発生した場合、契約の解除の可否など事前に協議を行うことで、事業を円滑に遂行することが目指されている。

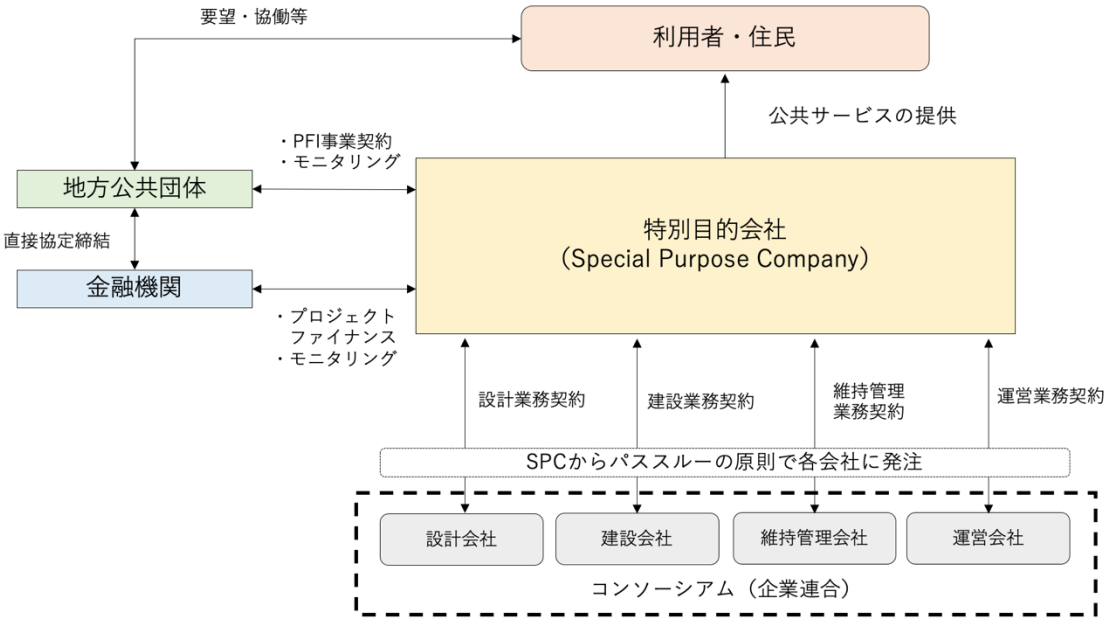

④性能発注と仕様発注の違い

PFI 手法と従来型手法の違いを理解するうえで、性能発注と仕様発注の違いを理解しておく必要がある。性能発注とは、発注者が公共施設やサービスに求める性能や機能、水準を要求水準にまとめて発注する方式のことであり、仕様発注とは、発注者が発注内容や実施方法について、詳細に仕様を決定する方式のことである。例えば、鉛筆を発注する際に、仕様発注の場合は、「鉛筆の色」や「大きさ」、「芯の太さ」などの仕様書を作成し、その内容通りの物品が納品される。仕様に沿ったものが確実に提供されるが、民間企業の自由度が低く創意工夫が発揮しにくい形となっている。一方で、性能発注の場合は、「文字を書くことができる」や「早く描写できる」など性能機能に注目した発注方法になるため、民間企業の自由度が高くなる。その性能面を要求水準として書面に記載しまとめたものを要求水準書と呼び、公共サービスの基準となり、行政側はこの要求水準書に従って、公共サービスが適切に提供されているのかをモニタリングすることとなる。一方で、要求水準書は、行政からの要求という認識が強いが、あくまでも性能を発注しているのであるということを対外的にもしっかりと示すうえで性能基準書など表現を工夫していくことも重要である。

⑤施設性能の経年劣化と維持管理に関する考え方

官民連携手法（主に PFI 手法）を検討するうえで、施設性能と維持管理費用に関して、従来型手法との違いを整理しておく必要がある。下記の図は、施設性能を縦軸に、時間の経過を横軸にして、PFI 手法と従来型手法の違いを示している。前述の通り、PFI 手法で実施する場合、性能発注となり、要求水準が公共サービスの基準となる。そのため、民間企業はその要求水準以下の公共サービスを提供することはなく、施設性能を維持するようになる。その性能を維持するために、契約期間を通して、施設の修繕や更新をするタイミングは民間企業のノウハウに任されている。従来型手法であれば、通常不具合がでてきてから修繕をしていくため、要求水準ラインを下回り維持管理する傾向があるが、PFI 手法の場合は、要求水準を下回ることはない。

さらに、維持管理について、費用から整理をする。従来型の場合、簡易な修繕や備品の調達など事務的な業務は職員が対応することが多く、それが「隠れたコスト」として維持管理費として認知されていないことが多い。しかし、PFI 手法で事業を進める場合、維持管理費に含まれる人件費、軽微な修繕費、備品費などはすべて含まれて算定されるため、これまでの維持管理費用よりは割高になることもある点は注意が必要である。

施設性能の経年劣化と維持修繕・更新比較

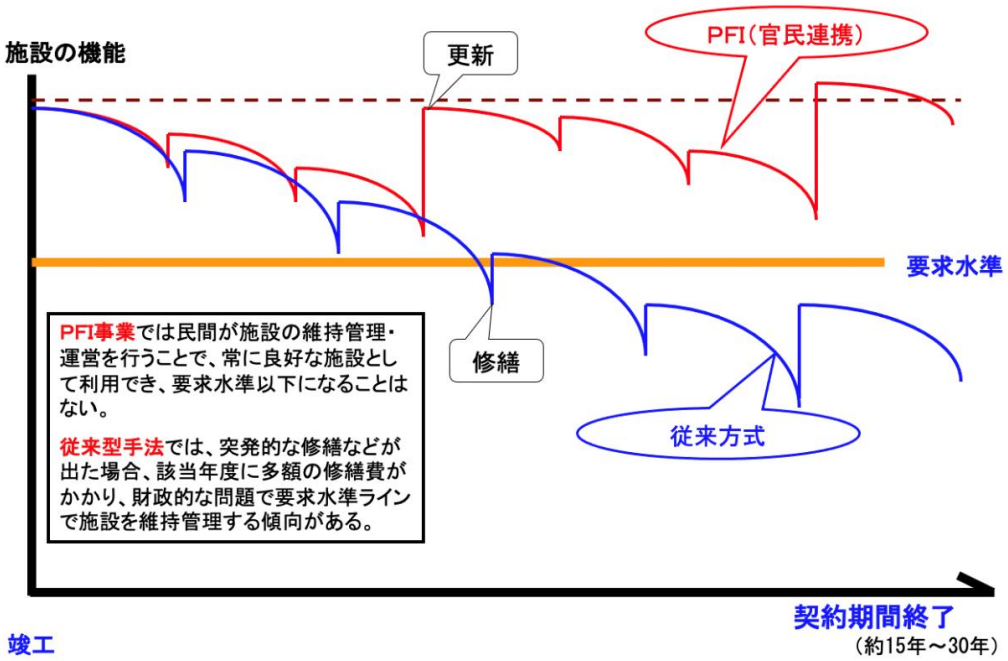

⑥リスク分担に関する検討

官民連携手法で重要になるのは、「リスク分担」である。リスクが顕在化した場合、リスクに伴う追加的支出を村側か事業者側のどちらが負担するのかについて、曖昧さを避け、具体的かつ明確に定めておく必要がある。リスクが顕在化した際に、双方でリスク分担表に基づいて適切に処理していくことが可能になる。また、官民連携手法では、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方がある。これまですべてのリスクを行政側が丸抱えしていたが、官民連携手法ではその点が異なると言える。以下に、リスク分担表を整理した。ただし、この分担表は現状の想定であり、実際に事業化段階では、村側と事業者側の双方で確認・合意のもと、進められていく点は留意が必要である。

・リスク分担表

No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担者	
			村	事業者
1	公募時の説明資料等によるリスク	募集時の村が公表した資料等の誤り及び内容の変更に関するもの	○	
2	応募リスク	応募費用に関するもの		○
3	契約リスク	特別目的会社と契約が結べない等の事由が村側にある場合	○	
4		特別目的会社と契約が結べない等の事由が特別目的会社側にある場合		○
5	資金調達リスク	事業に必要な資金調達に関するもの		○
6	法令変更リスク	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業にのみ影響を及ぼすもの）	○	
		法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のモノ）		○
7	行政リスク	村による議決及び政策変更に関するもの	○	
8	住民対応リスク	施設等の設置・運営に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの	○	
		上記以外のもの（選定事業者が行う工事・整備・維持管理・運営）に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの		○
9	第三者賠償リスク	選定事業者が本事業に関連して第三者に損害を及ぼすもの（通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障		○

		害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。）		
10	契約履行リスク	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		選定事業者の提供するサービスの品質が業務要求水準書の示す一定のレベルを下回った場合		○
		村の債務不履行により当該サービスが不要となった場合等	○	
11	建設リスク	選定事業者が発注する工事請負契約の内容・変更に関するもの		○
12		村による地形・地質等調査・測量に関するもの	○	
13		選定事業者による地形・地質等調査・測量に関するもの		○
14		村の責による設計変更	○	
15		選定事業者の責による設計変更		○
16		施工監理に関するリスク		○
17		村の指示による工事費の増加及び対価超過	○	
18		要求水準不適合		○
19	土地リスク	文化財等の埋設物発見による遅延リスク	○	
20		土壌汚染等の土地の瑕疵に関するリスク	○	
21	不可抗力リスク（建設・維持管理期間含む。）	天災等、予見の不可能な事象により発生するリスク	○	△
22	物価変動リスク	契約期間中のインフレ、デフレによるリスク		○
23	金利変動リスク	契約期間中の金利変動によるリスク		○
24	瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に施設の瑕疵が発見された場合及び瑕疵により施設の損傷等が発生した場合によるもの		○
25	支払遅延リスク	村が支払うサービス対価の支払遅延	○	
26	計画変更リスク	村の責めによる事業内容・用途等の変更等による維持管理費の増大リスク	○	
27	維持管理コストリスク	村の責めによる事業内容、用途等の変更等による維持管理費の増大リスク	○	
28		上記以外の費用増大（ただし、法令変更又は不可抗力その他本リスク分担表に別に定めのあるリスクを除く。）		○

⑦事業手法の比較検討について

項目	従来型	DB、DBO	PFI (BTO)	PFI (BOT)	リース
経営自由度	低 →				→ 高
事業期間	―	1～30年	10～30年	5～20年	7～20年
資金調達	村	村	民	民	民
料金徴収	村	民	民	民	民
運営リスク	村	村	村・民	村・民	村・民
リスク分担	原則、すべて北川村が負担する。	原則、すべて北川村が負担する。行政処分でリスクが不明確となるが、民間企業が負担する場合もある。	事業期間、事業方式（BTO）、事業形態（サービス購入型、独立採算型、混合型）の中で、リスクは変化するが、北川村から対価が支払われる事業の場合、北川村のリスクが高くなる傾向はある。	事業期間、事業方式（BOT）、事業形態（サービス購入型、独立採算型、混合型）の中で、リスクは変化するが、民間企業が施設を所有するため、民間企業の方がリスクが高くなる。	・施設を所有するのは、民間であるため、施設に関するリスクの多くは、民間企業が負担する。 ・指定管理や委託のような運営の場合、運営リスクは、北川村である。 ・土地は、北川村が所有したまま借地借家法に基づいて賃貸借する。
契約関係	―	業務委託契約	対等契約	対等契約	リース契約 （賃貸借契約）
管理運営権限	村	（村→民）委任 ※物事の処理を民間企業に委託すること。	（民）事業権 ※公共事業を行う権利を契約行為により民間に与えること。	（民）事業権 ※公共事業を行う権利を契約行為により民間に与えること。	民

項目	従来型	DB、DBO	PFI (BTO)	PFI (BOT)	リース方式
費用対効果 (VFM)	VFMの適用がなく、発生しない。	性能発注の場合は、性能評価を導入することで、適正なVFMが顕在化するが、仕様発注の場合は、VFMの評価ができない。	性能発注が原則のため、性能評価を導入することで、適正なVFMが顕在化する。	性能発注が原則のため、性能評価を導入することで、適正なVFMが顕在化する。	北川村がリース施設の公益部分の費用を支払うため、適正なVFMが顕在化する。
村メリット	・北川村の意図のとおり、設計建設ができ、政策的な変更があった場合に柔軟に対応できる。 ・現場職員によるノウハウの蓄積が可能であり、雇用が維持される。	・北川村が整備の事業主体になるため、事業の信頼性が高くなる ・DBOについては運営も含めた発注になるため、運営費に関しても競争原理が働き、公共負担の低減が図られる。 ・運営期間における公共側の財政支出を見通すことができる。 ・事務手続きが既存の手続きを踏襲したものであるため、導入を検討しやすい。	・性能発注の採用により、地理的要件や周辺環境に適したサービスを既存サービスと合わせて構築できる可能性が最も高い。 ・北川村の財政負担は、対価という性質で民間企業が実施するサービスを購入するため、効率が上がり、北川村のイニシャルコストの負担軽減につながる。 ・長期契約や対等契約によるリスク移転により、ライフサイクルコストの削減効果が見込めるとともに、北川村の毎年の事務負担の軽減につながる。	・性能発注の採用により、地理的要件や周辺環境に適したサービスを既存サービスと合わせて構築できる可能性が最も高い。 ・北川村の財政負担は、対価として民間企業が実施するサービスを購入するため、効率が上がり、北川村のイニシャルコストの負担軽減につながる。 ・長期契約や対等契約によるリスク移転により、ライフサイクルコストの削減効果が見込めるとともに、北川村の毎年の事務負担の軽減につながる。 ・民間企業が施設を所有するため、北川村の所有リスクや所有コストの負担がなくなる。	・施設をリースする場合は、民間企業が施設を所有するため、北川村の所有リスクや所有コストの負担がなくなる。 ・ある一定期間（リース期間）を民間企業が施設を所有することになり、より民間企業のノウハウが発揮できる可能性が高まり、質の高いサービス提供につながる。 ・リース期間終了後は、無償で譲渡を受けるなど柔軟に制度設計が可能となる。 ・PFI法よりも手続きを省略できる。

項目	従来型	DB、DBO	PFI (BTO)	PFI (BOT)	リース方式
村デメリット	・民間企業の創意工夫による公共サービスの向上は見込めなく、北川村が全てのリスクを負い、本来、負えないリスクまで負うことになる。 ・毎年度、運営維持管理について契約をする必要が発生し、事務職員の負担が発生する。 ・維持管理費用は時間の経過とともに高額化する傾向があり、未来の負担についてリスクを背負う必要がある。	・施設の整備事業の資金調達のほとんどが税金となるため、大きな財政負担の軽減にはならない可能性がある。 ・設計建設については請負契約になるため、民間企業のノウハウが活かされづらいため、民間企業の事業への参画意欲が減じる可能性がある。 ・公募プロセスについて、PFI法のように法律に則らないため、透明性を確保する必要がある。	・整備運営に関する性能水準の作成が難しく、その仕組みの構築と運用に関して北川村の事務負担がある。 ・長期契約のため、北川村の内部の知識や情報の引継ぎなどの負担が懸念される。 ・公募プロセスが従来型に比べて煩雑である。	・整備運営に関する性能水準の作成が難しく、その仕組みの構築と運用に関して北川村の事務負担がある。 ・長期契約のため、北川村の内部の知識や情報の引継ぎなどの負担が懸念される。 ・公募プロセスが従来型に比べて煩雑である。	・リースを担う民間企業の経営自由度が高く、北川村主導で運営や建物等のあり方について検討しにくい。 ・リースを担う民間企業が限られているため、競争原理によるコスト削減効果が得られない可能性が高い。

（２）全国の事例について

本事業を推進していくために、全国で進められている官民連携手法の現状を整理する。下記に学校施設における官民連携手法に関する代表的な事例を抽出した。なお、代表的な事例に加えて、本事業については小規模自治体における官民連携であるため、人口 20 万人以下の小規模自治体の事例を中心に抽出している。また、学校施設の事例とは別に事業手法を検討するうえでの事例も抽出している。

①学校施設に関する事例

	自治体名	事業名	事業方式	事業類型	事業期間	VFM（特定事業選定時）
1	東京都調布市	調布市立調和小学校整備並びに維持管運営事業	BTO 方式	サービス購入型	16 年間	約 17.0%
2	京都府京都市	御池中学校・複合施設整備等事業	BTO 方式	混合型	17 年間	10.0%
3	神奈川県川崎市	黒川地区小中学校新設事業	BTO 方式	サービス購入型	16 年 7 ヶ月	7.68%
4	愛知県東郷町	東郷町新設小学校施設整備事業	BTO 方式	サービス購入型	15 年間	11.0%
5	高知県宿毛市	宿毛市小中学校合築事業	BTO 方式	サービス購入型	30 年間	4.9%
6	石川県野々市町	野々市小学校施設整備事業	BTO 方式	サービス購入型	15 年間	3.07%

学校施設の事例においては、事業方式はすべて BTO 方式となっている。学校施設は非収益施設に分類され、民間企業が施設を所有するインセンティブが高くないため、BTO 方式が多くなっている。事業類型に関しても、サービス購入型が一般的となっている。京都府京都市「御池中学校・複合施設整備等事業」に関しては、後述するが、施設の一部にレストランを併設していることから、混合型となっている。事業期間に関しては、宿毛市「宿毛市小中学校合築事業」の事例では、30 年間と長期間の契約となっているが、それ以外は 15～20 年を基準に設定されている。VFM に関しては、事業内容によって異なることから全体的にばらつきはあり、VFM だけ事業の可否について判断していないことも示唆している。

これまで全般的に全国の代表的な事例の状況について確認してきたが、複合化事例について、２事例について細かく整理する。

	内容
事業名	御池中学校・複合施設整備等事業
概要	京都市立京都御池中学校、乳幼児保育所、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター、オフィススペース、拠点備蓄倉庫及び御池通の賑わい創出に資する施設による複合施設を整備し、維持管理・運営を行う事業。
概観	 出典：京都市教育委員会 HP
基礎情報	施設規模　：【延床面積】約 20,000 ㎡【敷地面積】8,387 ㎡ 事業方式　：PFI（BTO 方式）／サービス購入型 事業期間　：平成 16 年５月～平成 33 年３月（約 17 年） （設計・建設：2 年／維持管理・運営：15 年） 事業者　　：ダイアモンドリース株式会社 【協力企業】ダイヤモンドリース(株)、(株)類設計室、(株)竹中工務店、(株)松村組、(株)リンレイサービス、(株)アサヒファシリティズ 応募者　　：５者（５グループ） 事業費　　：約 63 億円（提案金額） VFM　　：特定事業選定時 10.0%／事業者選定時 29.8%
事業内容	公共の業務として、中学校の運営業務は市で担い、老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターの運営業務は市が選定した社会福祉法人が行っている。また、乳幼児保育園は民営保育園が市の土地、建物の貸付を受け、運営する仕組みとなっている。さらに、併設されているレストランは PFI 事業者が選定し、テナント賃料などは PFI 事業者が徴収しまとめて市に対して賑わい施設使用料として支払っている。

	内容
事業名	黒川地区小中学校新設事業
概要	児童生徒数の急増及び地域からの「学校を新しいまちづくりの核にしたい」との要望をうけ、同一敷地内に PFI 方式で小中学校合築での建設。施設内には、地域交流センター、わくわくプラザ（児童健全育成事業実施フロア）を併設し、学校と地域が一体となった小中学校。
概観	 出典：川崎市 HP
基礎情報	施設規模　：【延床面積】21,481 ㎡【敷地面積】30,682 ㎡ 事業方式　：PFI（BTO 方式）／サービス購入型 事業期間　：平成 18 年８月～令和 5 年３月（約 16 年 7 ヶ月） （設計・建設：1 年６ヶ月／維持管理・運営：15 年 1 ヶ月） 事業者　　：はるひ野コミュニティサービス株式会社 （構成企業：三菱ＵＦＪリース(株)、松井建設(株)、(株)ハリマビステム、コクヨマーケティング(株)、(株)東洋食品、(株)豊建築事務所 応募者　　：４者（４グループ） 事業費　　：約 57 億円（提案金額） VFM　　：特定事業選定時　約 7.68%／事業者選定時　約 9.11%
事業内容	公共の業務として、小学校・中学校の運営業務は市で担い、地域交流センターは地元自治会で作る団体が 10 年間ボランティアで管理運営を行った後、ボランティアスタッフの高齢化により運営が難しくなり、地元自治会による運営を断念。わくわくプラザは、川崎市が実施している「児童の健全育成事業」を実施するためのエリアとなっている。

・複合化を検討するうえでの留意点

上記、２つの事例を整理すると、学校施設とその他施設を複合化させている。京都市の事例では、高齢者福祉施設やレストランなど営利性のある施設を複合化させ、川崎市の事例では、地域交流センターという非営利性の施設を複合化させている違いがある。そのうえで、

営利性のある施設を複合化させることができているのは、京都市御池通りという市場性がある土地柄であるためだと推察できる。複合化させている高齢者福祉施設やレストランには、市から民間企業などに場所を貸し付けているスキームとなっているため、市側に運営上のリスクはない。一方で、この複合化が成り立っているのは、京都市にはサービスを提供する事業者があり需要がある一方で、土地があまり多くない事情があると考えられる。こうした民間企業等のビジネスも含めた複合化を検討する際は、行政側にとって学校施設と複合化させることにメリットがあるかどうかだけではなく、参入する民間企業等から見てメリットがあるかどうかは事業化を検討する段階で細かく検討する必要がある。

また、川崎市の事例では、地域交流センターが複合化されているが、ここでは、はるひ野町内会が「読響サロンコンサート in はるひ野」を開催するなど市民活動の拠点になっていた。市民活動の拠点を複合化させた経緯としては、この黒川地区小中学校新設事業を実施するにあたり、地元から「学校を新しいまちづくりの核にしたい」との要望を受けたことが始まりである。そのため、地域交流センターの運営に関しても、地元自治会で組織される団体がボランティアで関わることから始まっている。そうした経緯があるため、運営を含めた地域交流センターの複合化が実現できていると考えられる。行政側からのトップダウンではうまく行かない可能性があることは留意する必要がある。

さらに、地域交流センターの運営に関しては、川崎市の事例では運営開始 10 年後に運営のあり方を再検討している。これは、当初運営をしていたボランティスタッフの高齢化により、地元自治会で組織されていた団体が運営の継続が不可能という要請を受けたためである。当初、地元自治会からの要望を受けて複合化された地域交流センターであるが、長期的な視点での運営のあり方に関しては、留意する必要がある。運営をすることとなると、開館時間は誰かがセンターに常駐し、来訪者の対応する必要がある。そうしたシフトをボランティアスタッフだけで実施するのは持続性の観点から難しいと考えられる。その場合、受付業務や基本的な開館業務などは PFI 事業者に担わせて、地域住民はコンサートの開催など局所的なイベントの実施を担うことで役割分担できる可能性はある。必ず実施しなければならない基本的なサービス（受付業務、貸館業務など）は、PFI 事業者のリスクに設定することが持続性の観点から重要である点は留意する必要がある。

②小規模自治体での官民連携手法に関する事例

	自治体名	事業名	事業方式	概要
1	鹿児島県 和泊町	和泊町新庁舎建設事業	BTO 方式	人口 6,000 人台の小規模自治体における庁舎整備 PFI 事例。
2	沖縄県 北中城村	北中城村体育館整備	リース方式	リース方式による体育館整備事例。

１つ目の和泊町の新庁舎建設事業については、小規模自治体の PFI 事例となる。2019 年 4 月から供用開始をし、事業期間は 15 年間となっている。大手リース会社が代表企業として整備運営している。和泊町は沖永良部島の東部に位置する条件不利地域であり、和泊町の財政指数もかなり悪い中で、老朽化した庁舎の建て替えが求められていた中で PFI 手法を活用した事例となっている。本事例は、小規模自治体、条件不利地域でも PFI 手法を活用することは可能であることを示している。また、当初は広さが 4,200 ㎡での建設計画であったが、提案段階で応募事業者がコンパクトにすることを提案し、3,200 ㎡で建設されている。そのため、最終的にはコストも低減されている。

２つ目の北中城村の体育館整備事例については、PFI 的手法の１つである「リース方式」を採用している。村が所有している土地を民間事業者に貸し出し、民間事業者が体育館を建設し所有する。村は体育館のリース料を支払い、体育館としてのサービスを受ける仕組みとなっている。また、民間事業者は、体育館の横にスポーツフィットネスジムを建設し運営している。村としては、土地の賃貸料と固定資産税（建物）を得ることができ、総額１.５億円の財政負担の軽減になったと試算されている。本事例では、施設の用途が単純であり、運営について民間事業者のノウハウが活きやすい場合は、リース方式の活用は想定できることを示唆している。

２つの事例からも、小規模自治体でも官民連携手法は実施されていることがわかる。重要な点としては、小規模自治体、条件不利地域であるという条件を踏まえて、民間事業者が参画しやすい仕組みにし、民間事業者からの幅広い提案を受け入れる体制を整えることである。

（3）複合化に関わる法的整理

本事業では「保幼小中」及び村民会館の複合化を検討している。そのため、行政財産、普通財産に関する法的な取り扱いについて整理しておく必要がある。下記に行政財産等などの法的側面に関して、複合化を実施するうえでの整理を行った。

種類	内容
普通財産貸付	普通財産貸付は、議決事項となる予定価格、面積などの基準が地方自治法施行令別表第四には規定されていないため、条例にも特段規定のない自治体が多く、一定規模以上の価格、面積の貸付にあたっては、議会報告が慣習的に必要となっているケースがある。 また、条例に定めのない無償貸付や地代の減免を行う場合は、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議決が必要となる。一般的に普通財産である公的不動産の貸付は、立地条件等から売却が適切でないと判断される場合や一定期間の利用が見込まれない場合、政策目的等により用途が定められている場合等に用いられる。さらに、貸付には借地借家法の規定が適用される。
行政財産貸付	行政財産貸付は、地方自治法第 238 条の 4 第 1 項に規定されているとおり、原則として行うことができないが、同法第 238 条の 4 第 2 項各号に定められる例外規定により、一定の条件を満たせば貸付や地上権など、私権の設定を行うことが可能となっている。
PFI 法における特例	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、PFI 法という。）では、第 69 条及び第 70 条において地方公共団体が行政財産のまま、民間企業へ特定事業の実施を目的として貸し付けることが可能となる旨を規定している。

一方で、契約による貸付とは異なるが、行政処分として「その用途又は目的を妨げない限度において（地方自治法第 238 条の４第７項)」行政財産の一部を民間企業に使用させること（目的外使用許可）も認められている。目的外使用と貸付の違いについて、次の表で整理している。

区分	目的外使用	貸付
根拠法	地方自治法 第 238 条の４第７項	地方自治法 第 238 条の４第２項第４号
法的性格	公法上の行政処分	私法上の契約
対象者	制限なし	地方公共団体が適正な方法による管理を行ううえで適当と認める者 （地方自治法第 238 条の４第２項第４号
期間	制限なし	制限なし
使用料の決定方法	条例で規定	契約で設定
解除に伴う損失補償	補償しないことを 許可の条件とすることができる （S38 年 12 月 19 日自治省行政課長通知）	補償あり （地方自治法第 238 条の５第４項及び第５項の規定を準用する。（地方自治法第 238 条の４第５項)）
借家借家法の適用	適用なし （地方自治法第 238 条の４第８項）	適用あり

現在、北川村で想定している複合化させる施設は下記に分類できる。上記の法的側面を踏まえて検討すると、基本的には施設のエリアが異なれば複合化させることは可能である。ただし、共同利用部分については、建築基準法や消防法等を適用する施設整備に関する基準がより厳しい方に合わせて設計することになる。PFI 法による施設整備を行った場合、行政財産をその特定事業の範囲の中で貸付をすることが可能になるため、運用面でより柔軟性が高まると言える。今回の北川村における複合化はいわゆるフルスペックの「施設」としての複合化というよりも、「機能」としての複合化になるため（同じエリアに図書館機能を持ったスペースがあるなど)、設置における法的な制限はないが、エリア別にどういった法的根拠に拠って複合化を進めるかは事業構築段階で確実な整理が必要になる。

	施設	関連法令	既存校舎の解体・新築
公共施設	社会教育施設 （図書館、公民館）	図書館法 ・社会教育法	対象箇所を区分することで複合化は可能。
	保育所・児童館 ・放課後児童クラブ	児童福祉法	対象箇所を区分することで複合化は可能。
	都市公園	都市公園法	
民間施設	ラーニングコモンズ シェアオフィス	－	
	民間施設 （カフェ・地域食堂 ・物販施設）	業態による （食品衛生法 等）	対象箇所を行政財産（公共財産）に位置づけ、行政財産の目的外使用で民間事業者への行政処分を実施する。

（4）サウンディング結果について

実施要領に基づき、11 月 15 日～12 月 7 日の期間でサウンディングを実施した。合計 13 社からサウンディングの申し込みがあり、意見交換を行った。本サウンディングでは、大きく分けて、4 つの大項目を設けて実施した。①文教施設・子育て教育環境等整備の方向性について、②本整備における官民連携の可能性について、③北川村で展開できる教育サービスについて、④多様な官民連携を実施するうえでの資金調達について、である。サウンディング結果のまとめ方として、①施設面について②施設の管理運用面について③教育サービスについて④資金調達についてに分類して整理した。

①サウンディング参加業種

	県内事業者	県外事業者	合計
設計事業者	1 社	－	1 社
建設事業者	2 社	－	2 社
教育サービス事業者	－	2 社	2 社
通信事業者	－	1 社	1 社
メーカー	1 社	－	1 社
維持管理事業者	1 社	3 社	4 社
マネジメント事業者	1 社		1 社
開発事業者	－	1 社	1 社
合計	6 社	7 社	13 社

②主な意見

・民間事業者から得られた意見を**「施設面」「施設の管理運用面」「教育サービス」「資金調達」**で以下のとおり整理した。

①施設面について
・総合型地域スポーツ・文化クラブを核にしたコミュニティの形成という提案もあり、**体育館、プール、グラウンドを活用して総合型スポーツ施設ができる。** ・**高齢者施設との併用は各地に事例もあり、検討の余地がある**。実際に事業を進める際には、共感できるビジョンを作成することで優秀な人材を集めるようにしなければならない。 ・芝生化をすることによって、他地域からの流入がある事例があり、教育環境の魅力化に資する。 ・北川村で新しい校舎を作る場合は、鉄筋ではなく木造のイメージがある。 ・実際県内でも木造することで教育環境として魅力が高まっているが、耐用年数は鉄筋の方が長く、イニシャルコストとランニングコストを総合的に考える必要がある。 ・複合化する場合、**小学校などの学校施設や社会教育施設など各施設をマネジメントするコーディネーターの存在や行政と民間企業など各主体をマネジメントできるコーディネーターの存在は必須**である。 ・複合化する際には、各施設のゾーニングを明確にしておくことが重要である。 ・**複合化をすると、施設整備費と維持管理費両方の削減が見込める。** ・学校設やシェアオフィスなど各施設のセキュリティレベルは異なるため、明確なゾーニングや動線の区分けが重要になる。 ・維持管理コストを下げるには、設計段階から管理面での検討もできると良い。 ・今回の施設整備の中に、収益事業を実施できるエリアも検討できる場合、地元のスーパーや買い物難民対策の拠点などにもできる可能性はある。

②施設の管理運用面について
・複合化をする場合は、PFI など官民連携手法が良い。 ・PFI は民間企業が手を抜けない手法、制度設計さえできれば良い、維持管理面も否応なく気にしなければならないのは民間側としてプレッシャーになり、単年度ではなく年度を超えていけるなどの特徴がある。 ・北川村の子育て教育ビジョンを実現するためには、従来の公共事業の枠組みを外し、民間活力の積極的な参入によって、未来を見据えた村づくりを進めるべきだと考えると PFI 方式が良い。 ・今回の事業で遊休地（みどり保育所）が出てくる場合、学校建設と遊休地の活用を個別に検討するのではなく、一つの事業として検討した方が、採算性が高まる。 ・コスト面では、PFI の場合だと、維持管理・運営を行う事業者の目線の意見も設計段階から取り入れることが出来るため、より使いやすい施設になること、維持段階でのライフサイクルコストの低減等が期待できる。 ・事業期間については、10 年～15 年ぐらいと考えている。 ・大規模修繕のリスク管理さえできれば長期間で設定することはメリットがある。 ・地元企業の参画については、学校設備のノウハウがあるのかどうか、PFI の運営ノウハウがある事業者と組めるかどうかがポイントになる。

③教育サービスについて

・放課後に対する教育サービスを実施するうえでは、コーディネーターの存在が重要である。
・具体的なプログラムの提案だけではなく外部団体の助成金を活用して実施することも可能性としてある。
・IoT などのテクノロジーを活用した起業家人材の育成などのプログラムも提案できる。
・テクノロジーや Web を活用しつつ、外部の資金を獲得しながら事業を展開することも重要である。
・教育サービスではないが、政策として、シングルマザーへのアプローチはあり得るのではないか。教育環境を整えるだけではなく、その親への対策も含めて総合的に考えていき、村全体の活性化を検討することも考えられる。
・（高知で教育委員をしていた経験者から）教育相談やカウセリングなどの講演を無償提供できる。
・教育サービス自体を民間にリスクを負わせるのはハードルが高いが、クラブ活動のお手伝いは民間でもできる。
・教育サービスを PFI 事業の中に含めても問題ない。

④資金調達について

・企業版ふるさと納税に関しては、企業として実施するのは想定していない。
・プロポーザル提案書の中に、地域貢献の一つとして企業版ふるさと納税を実施したこともある。
・本事業においては、各省庁の補助金をうまく活用していくことが村の持ち出しを削減することにつながる。

③民間事業者サウンディングのまとめ

全体的に、民間事業者は複合化に対して前向きに捉えており、その複合化を進めていくうえではPFIなどの官民連携手法を活用することが良いのではないかという意見が多かった。実際、学校施設だけではなく、村民会館の機能を含め共用部分やラーニングコモンズ、地域食堂など学校施設外も含めた複合施設になる場合は、設計、施工、維持管理、運営を別々に発注する従来方式ではなく、一括発注をするPFIの方が向いているという声が多くあった。人的な側面でも、各施設を調整するコーディネーターの存在が重要になるが、PFIの枠組みでは可能であるとの意見は共通していた。

コスト面では、維持管理運営までを一括発注するPFIの方が、ライフサイクルコストが削減されることも維持管理事業者から指摘されていた。長期にわたって契約することで、民間事業者側もプレッシャーを持って事業を実施することになるという声もあった。実際、PFIを検討する場合は、VFM（Value For Money）を算出し、従来方式よりも価値が高い場合に実施できる仕組みになっているが、意思決定における判断材料としてはVFMが重要になる。

一方で、今回は教育サービスについても官民連携のあり方をサウンディングした結果、放課後の時間を活用した教育サービスを提供している事業者や学校の時間に対する教育サービスの提供が可能な事業者から提案があった。内容的には、北川村の状況に合わせて今後詰める必要があるが、教育プログラムを提供するコーディネーターの存在は重要であり、テクノロジーを活用して進めていく重要性も説明があった。通信会社からは、大手メーカーの技術を活用し、常に外部とつながっておけるようにすることで物理的な距離の問題を解決することは可能であるとの紹介があった。例えば、デジタルサイネージ（高画質）を設置し外部と常に接続しておくことで生徒に外部との交流の機会を確保することが可能とのことであった。ポイントは、通常インターネットを介したコミュニケーションは目的があって接続するが、常に接続しておくことで無目的コミュニケーションとして活用が可能になる点である。こうしたテクノロジーを活用しつつ、学校時間内、学校時間外含めた北川村の教育環境の魅力化がPFIで可能になるのかという定性的な評価も含めて検討する必要があることがわかった。

さらに、複合化の形態として、総合型地域スポーツ施設（以下、スポーツ施設）の提案が複数あった。体育館とグラウンド、簡単なクラブハウスがあれば可能との意見であり、高知県内にもそうしたスポーツ施設を運営するノウハウがある事業者がいることも把握した。スポーツ施設は車で15分圏内がマーケットであるとのことで、北川村周辺にはほぼスポーツ施設はなく、マーケット的にも可能である認識が示されている。加えて、スポーツ施設はコミュニティの形成の場にもなっているとの事例も紹介されていることから、北川村が目指す「村のリビング」としての学校のビジョンにも親和性はあると考えられる。また、スポーツ施設を収益事業として位置づけることで、学校の施設整備費用、維持管理費用も低減できる可能性はあるため、全体のビジョンとの整合性やコストを総合的に検討していく必要がある。その他には、高齢者施設や観光交流拠点、買い物難民対策拠点などの意見も寄せら

れた。今回の計画の中には、みどり保育所の複合化も検討に入っているため、既存の保育所の場所が遊休地となることが想定される。この遊休地の取り扱いについて、学校の複合化と別に検討することは行政事務コスト的にも不経済であるため、本事業の中で整理していくことが合理的である。事実、他の自治体における学校の統廃合事業や公営住宅の統廃合事業などによって生まれた遊休地の活用については、セットで検討している事例がある。今回のサウンディングでは、その点についても民間事業者に確認をし、遊休地の活用も含めて提案ができると、提案の幅が広がり、さらには採算性も高まるとの意見があるなど、前向きな意見が多かった。そういた遊休地の活用として、高齢者施設や観光交流拠点、買い物難民対策拠点などは検討の余地はあることが本サウンディングからわかった。

最後に、資金調達であるが、本サウンディングでは企業版ふるさと納税については、前向きな意見交換ができなかった。引き続き民間事業者へのヒアリングを継続し、検討をしていく必要がある。一方で、PFI の枠組みの中に収益事業を確保することにより、学校施設整備費、維持管理費の低減は図れる可能性があること、内閣府などの官庁の補助金や日本財団などの外部資金を確保したうえで、新しい教育サービスを実施できる可能性があることがわかった。

総じて、通常の学校施設の整備の延長線上に留まらず、スポーツ施設や遊休地の活用による高齢者施設の誘致などの収益事業を確保することが魅力ある学校の整備やライフサイクルコストの低減につながる可能性があることがわかった。さらに、PFI を判断するうえでは、VFM による定量的な効果だけではなく、教育環境の魅力化がなされるのかなど定性的な効果が見込めるのかどうかも意思決定の要素として加味することが本事業においては重要であることもわかった。また、北川村として実現したいビジョンを明確に掲げることが優秀な外部人材の獲得や民間事業者の参画を促すことにもつながることも確認できた。

④民間事業者の意見を踏まえた北川村としての考え

総合型地域スポーツ・文化クラブを核にしたコミュニティの形成（体育館、プール、グラウンドを活用した総合型スポーツ施設）については、総合型スポーツ施設に近い施設として、中芸広域連合としてトレーニング設備もある体育館が整備されている。また、複合化はあくまで保小中の一体的な施設及び子育て教育環境の充実に基づくものである。ワークショップや検討委員会で議論してきたとおり、コミュニティの形成や子どもたちにとって多様な環境・つながりは、小中学校の体育館・グラウンドを地域に開放・共有することで充実させていきたい。

高齢者施設との併用（「高齢者とともに学び、高齢者から学び、高齢者との交流を通じて自分の存在価値を実感する」学び・成長の場）については、高齢者とともに学び交流することは必要なことである。図書館等を地域に開放・共有することで多様な交流を考えており、高齢者施設の建設・運営はこの度の施設では考えていない。芝生化について、芝生は維持管理が難しい側面もあるが、人工芝の活用や園庭や中庭など部分的な整備も含めて検討して

いく。木造化もしくはコンクリート造については、資材の価格等により変わってくる可能性があるが、木材利用促進法に基づき村でも木材利用を推進していくことから、近年の温泉施設や交流施設整備と同様に、木造化、最低でも内装の木質化で施設整備していく。

３．VFM の算定及び定性的評価について

（１）VFM について

①VFM とは

・VFM とは、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方であり、同一の目的を有する 2 つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を「VFM が高い」といい、残りの一方を「VFM が低い」という。

・PFI 事業における VFM の評価を行うにあたり、同一の公共サービス水準の基で評価をする場合、下記の図のとおり、PSC（Public Sector Comparator）と PFI 事業の LCC（Life Cycle Cost）を比較することになる。

・PFI―LCC の方が下回れば、PFI 事業の側に VFM があると認められる。

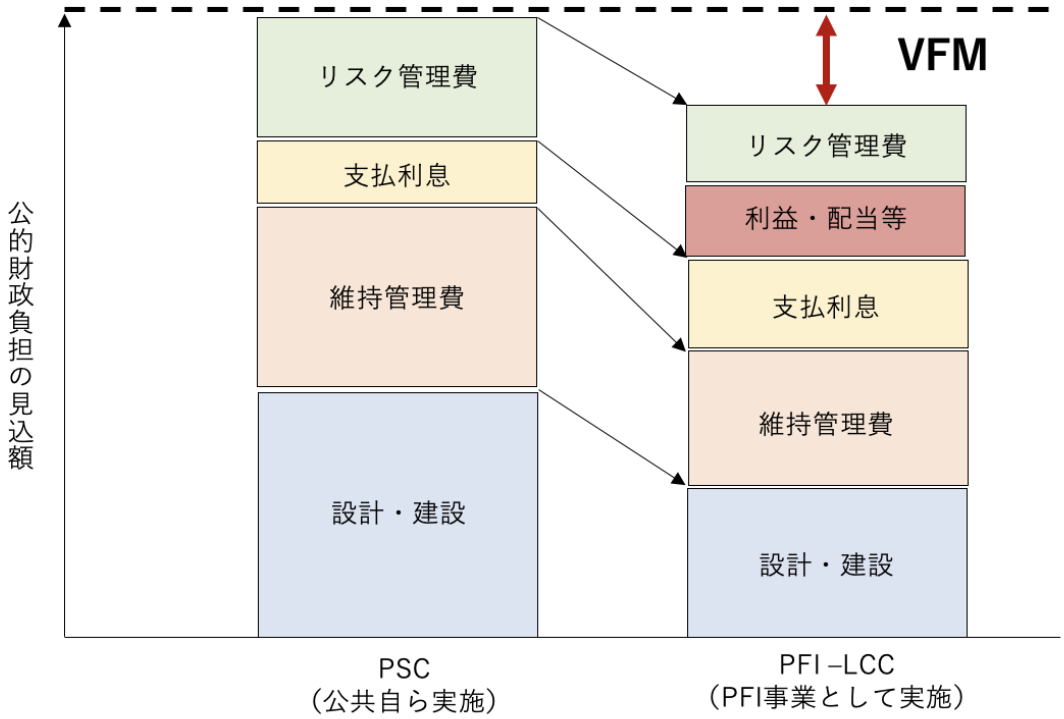

②VFM の種類について

VFM は、公共施設等の整備に投入する資金を最も効率的に運用するという考え方であり、２つの視点がある。１つ目は、民間側から提供されるサービスが同一水準である場合に、事業期間を通じて北川村の財政負担が削減される定量的な視点である。２つ目は、事業期間を通じて財政負担のコストが同一水準である場合に、民間側から提供されるサービス水準を向上させる定性的な視点である。定量的な VFM の値は、事業の進捗段階、つまり事業内容の詳細が定まっていくにつれて事業費等の積算精度が高くなるため、可能性調査時より特定事業選定時のほうが高くなる傾向がある。このことから真の VFM は、事業終了時（契約終了

時：結果の VFM）に把握できる数値になる。事業構想段階などの早い段階での VFM の値は、VFM の値のみに注視するのではなく、定性的な視点も合わせて判断することが重要であり、仮に VFM が０%の場合であっても、定性的な効果が認められる場合は、事業化に向かうことも公共事業の手法として有効である。

今回の VFM の算定は、国土交通省が提示している VFM 簡易計算ツールを用いた試算である。今後、民間企業の選定段階において、さらに事業費等の積算の精度を高めた数値を用いて、より実行可能な数値にて算出することになる。なお、VFM の種類には、一般的に次表の４つがあり、今回の試算は可能性調査時の値となる。

可能性調査時	特定事業選定時	事業契約時	契約終了時
算定方法は、簡易ソフトや類似事業の値を参考に行う。 （仮の VFM）	PSC を積算し、リスク調整や貨幣価値を考慮して算出する。 （想定の VFM）	PSC に対して、民間企業の提案金額から算出する。 （実際の VFM）	契約期間中の変動を踏まえた結果の値である。 （結果の VFM）

なお、今回の VFM の値が低いとしても、今後の事業実施段階において想定の VFM を算出する際には、より現実に近づけた情報を基に積算を行う。内閣府の民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI 推進室)が公表している資料によると、VFM の実績（落札者の提案内容から算定する“実際の VFM”）は 10%台が多くなっているが、「VFM は何%以上出ればよい」という決まりはない。特に、可能性調査時においては、定量的な評価（定量的な VFM）だけでなく、官民連携事業として実施することで得られる技術やノウハウから公共サービスの質の向上などが期待できるため、定性的な評価が出るか否かも判断することが重要である。

（２）VFM に関する前提条件の整理

①概算工事費の算定

第３章、第４章の計画条件、施設の計画内容を踏まえて、下記のとおり、概算工事費を算出した。

工事種別	対象面積	概算工事費
新築部分	5,992 ㎡	1,977,360 千円
改築部分	458 ㎡	77,860 千円
既存建物解体	7,403 ㎡	148,060 千円
園庭・公園整備	2,500 ㎡	6,250 千円
駐車場整備	2,500 ㎡	7,500 千円
グラウンド整備	9,000 ㎡	135,000 千円
プール整備	25m（6 コース）想定	100,000 千円
		2,452,030 千円

②設計・監理費の算定

国土交通省告示第九十八号に基づき、教育施設における設計・監理費を算定した。

工事種別	対象面積	設計・監理費
教育施設	6,450 ㎡	217,165 千円

③維持管理費の算定

施設部分と園庭・公園、駐車場、グラウンド部分の維持管理費については、下記のとおり算出した。１．（１）⑤で整理したとおり、維持管理費については、これまで維持管理費として認知されてこなかった職員人件費部分が含まれるため割高になっていることや、要求水準を維持するための金額であることに留意が必要である。

工事種別	対象面積	概算維持管理費
施設部分	6,450 ㎡	35,926 千円/年
園庭・公園、駐車場 グラウンド部分	14,000 ㎡	4,200 千円/年
		40,126 千円/年

④事業費削減率の算定

PFI 手法等における事業費の削減率をについて、国土交通省「VFM 簡易算定モデルマニュアル」における数値を参考に設定。過去の事例において、PFI 事業者からの提案による実現された削減率を用いる（国土交通省関連 PFI 事業等アンケート（平成 27 年度））。

項目	削減率	根拠
施設整備費	10%	中央値（15.5%）であるが、ボリュームゾーンが 0～20%の中にあるため、より厳しく 10%に設定。
維持管理費	10%	中央値（15.0%）であるが、ボリュームゾーンが 0～20%の中にあるため、より厳しく 10%に設定。

（３）北川村における VFM について

仮の VFM の算定の基本的な手順は、北川村が従来の方法に基づいて整備を行った際の整備費（設計費及び建設費）と契約期間中の維持管理費の合計値を算出する。前述の合計値に対して契約期間中の貨幣価値の推移を考えた割引率や民間リスクの調整等を加味し積算を行う。具体的には、内閣府「簡易な検討の計算表」（以下、計算表）に基づいて、前提条件を整理し、下記のように数値を設定し計算した。事業方式の選択には、計算表で算定することが可能である PFI（BTO 方式）手法と DBO 手法で算定した。この２つの事業方式で算定する理由として、学校施設の PFI においては全国の事例からも BTO 手法が多い点、DBO 手法は PFI 手法ではないが、資金調達は行政側が行う以外は BTO 手法と類似しているため、算定対象とした。

①PFI（BTO 方式）手法

設定条件項目		従来型手法	採用手法	設定理由
（１）	事業方式	従来型手法	BTO	全国の事例から
（２）	事業期間			
	施設整備期間	２年	２年	全国の事例から
	維持管理・運営期間	15 年	15 年	全国の事例から
（３）	費用・収入			
	整備費	2,669,195(千円)	2,402,276(千円)	事業費削減率 10%で設定
	維持管理費	40,126(千円)	36,113(千円)	事業費削減率 10%で設定
（４）	現在価値への割引率	0.2%	0.2%	国債金利（フリーレート 15 年)から算出
（５）	整備費に対する資金調達の内容			
	整備費に対する補助金・交付金の割合	40%	40%	
	整備費に対する起債の割合	50%	50%	過疎対策事業債の活用を想定
	整備費に対する一般財源の割合	10%	10%	
	整備費に対する民間資金の割合	－	－	
（６）	整備費に対する公共側の資金調達			

	補助金・交付金の金額	1,067,678(千円)	960,910(千円)	
	起債金額	1,334,598(千円)	1,201,138(千円)	総事業費から算出
	一般財源の金額	266,920(千円)	240,228(千円)	総事業費から算出
	起債金利	0.1%	0.1%	過疎対策事業債の財政融資利率
	起債償還期間	15 年	15 年	
	起債償還方法	元利均等	元利均等	
(7)	採用手法における整備費の資金調達			
	資本金額		25,000(千円)	整備費の 1%と仮定
	借入金額		0	
	借入金利		0.5%	実績値から算出
	民間事業者の借入期間		15 年	事業期間から設定
(8)	採用手法の内容			
	割賦金利		0.5%	借入金利と同じと仮定
	割賦期間		15 年	事業期間から設定
	法人税等		33.6%	北川村の実効税率
	調査等費用		20,000(千円)	実績値から算出
(9)	採用手法の民間事業者の収益			
	採用手法における対価の調整		3,439 (千円)/年	
	民間事業者の EIRR		5.0%	標準値
(10)	事業費 (現在価値換算)	2,183,304	2,035,747	

前提条件を踏まえて、従来型手法と PFI (BTO) 手法の事業費 (現在価値換算) を算出し、計算式に当てはめると下記の通りとなる。

$$\text{VFM}(\%) = \frac{\text{従来の公共事業のLCC} - \text{PFIのLCC}}{\text{従来の公共事業のLCC}} \times 100$$

$$6.8\% = \frac{2{,}183{,}304 - 2{,}035{,}747}{2{,}183{,}304} \times 100$$

上記の前提条件を踏まえて、VFM は 6.8%となり、財政負担の軽減が図れる結果となった。

②DBO 手法

設定条件項目		従来型手法	採用手法	設定理由
（1）	事業方式	従来型手法	DBO	全国の事例から
（2）	事業期間			
	施設整備期間	2 年	2 年	全国の事例から
	維持管理・運営期間	15 年	15 年	全国の事例から
（3）	費用・収入			
	整備費	2,669,195(千円)	2,402,276(千円)	事業費削減率 10%で設定
	維持管理費	40,126(千円)	36,113(千円)	事業費削減率 10%で設定
（4）	現在価値への割引率	0.2%	0.2%	国債金利（フリーレート 15 年)から算出
（5）	整備費に対する資金調達の内容			
	整備費に対する補助金・交付金の割合	40%	40%	
	整備費に対する起債の割合	50%	50%	過疎対策事業債の活用を想定
	整備費に対する一般財源の割合	10%	10%	
	整備費に対する民間資金の割合	－	－	
（6）	整備費に対する公共側の資金調達			
	補助金・交付金の金額	1,067,678(千円)	960,910(千円)	
	起債金額	1,334,598(千円)	1,201,138(千円)	総事業費から算出
	一般財源の金額	266,920(千円)	240,228(千円)	総事業費から算出
	起債金利	0.1%	0.1%	過疎対策事業債の財政融資利率
	起債償還期間	15 年	15 年	
	起債償還方法	元利均等	元利均等	
（7）	採用手法における整備費の資金調達			
	資本金額		25,000(千円)	整備費の１%と仮定

	借入金額			
	借入金利			
	民間事業者の借入期間			
（8）	採用手法の内容			
	割賦金利			
	割賦期間			
	法人税等		33.6%	北川村の実効税率
	調査等費用		20,000(千円)	実績値から算出
（9）	採用手法の民間事業者の収益			
	採用手法における対価の調整		3,439(千円)/年	
	民間事業者の EIRR		5.0%	標準値
(10)	事業費 （現在価値換算）	2,183,304	2,035,747	

前提条件を踏まえて、従来型手法と DBO 手法の事業費（現在価値換算）を算出し、計算式に当てはめると下記の通りとなる。

$$\text{VFM（%）} = \frac{\text{従来の公共事業のLCC} - \text{PFIのLCC}}{\text{従来の公共事業のLCC}} \times 100$$

$$6.8\% = \frac{2{,}183{,}304 - 2{,}035{,}747}{2{,}183{,}304} \times 100$$

計算した結果、VFM は 6.8%となり、財政負担の軽減が図れる結果となった。

（4）官民連携における定性的評価について

PFI 手法で実施した場合、長期契約になるため、事業期間中は安定的に維持管理運営が実施されることが可能になる。通常、建物の維持管理については、直営もしくは単年度での契約であり、頻繁に事業者との修繕契約などをする必要が発生する。その入札関連事務が行政コストとなっているが、PFI 手法で実施した場合、その事務コストが最初の契約時のみで足りるため、職員の長期的な負担軽減になる。また、事業構築の柔軟性が高い点も挙げられる。要求水準書の中に、公的不動産の利活用やコーディネーター的役割を持った人材を確保することも可能になる。公共施設の整備という事業の枠組みの中で、付帯する地域の課題を解決するプログラムを入れることも可能である。さらに、PFI 手法は性能発注になるため、より機能重視の事業を構築する場合に向いていると言える。何を作るのかが明確な場合は従来型の手法で、行政側が提示した仕様通りに整備すれば良いが、機能を重視する場合、民間側のノウハウが活かされる幅が広がり、より価値の高い提案が出てくる可能性が高い。

以上のような PFI 手法で実施した場合の一般的な定性的な評価に加えて、北川村独自の課題に対する定性的な評価も重要である。まず、今回の事業では、保育所、幼稚園、小学校及び中学校の学校施設と村民会館の機能を複合化させる点にある。そのため、現構想では、「共有スペース」「家庭科教室と村民の調理室の併用」「技術教室と村民の DIY 室」など機能の複合化が目指されている。その際に、空間の利用時間、利用空間の調整を行う役割が発生する。例えば、児童生徒が授業で使用するタイミングでは村民は利用できないように予約管理をすることや、エリアを分けて児童生徒と村民が同じ家庭科室を利用できるように調整するなどが想定される。このような役割について、PFI 手法で実施した場合、SPC に担わせることが可能になる。これまで、村民会館の空き空間の使用については、教育委員会が自前で管理してきたが、それを民間事業者側に担ってもらうことができ、事務コストの低減が見込まれる。さらに、学校教室の小さな不具合や管理上の課題などは教員が対応する必要がなく、民間事業者が担うことで教員の負担低減にもつながる。もう１つ、北川村独自の課題として、北川村では様々な事業をするうえで、人材が集まりづらいという課題がある。例えば、放課後教室を実施する場合、なかなか人材が集まらなかったため、時給を見直した経緯がある。このように、事業をするうえでの人材確保には課題があるため、学校施設の運用や事業に関わる事業の人材確保については、SPC で責任を持ってもらうようにすることができる。

以上のように、行政事務コストが低減されることや、長期間にわたって委託をすることが可能になること、幅広く事業を構築することができること、さらに、空き教室等の管理など学校施設の運用や施設運用の人材確保に関して民間事業者に担ってもらうことが可能になることなどのメリットがあると言える。

４．北川村における官民連携の方向性について

これまで、事業手法のメリット、デメリット、全国の事例の調査、サウンディングの結果、VFM の評価、定性的評価を踏まえて、北川村における官民連携の方向性について検討を進めてきたが、まとめると下記の図の通りとなる。

項目	内容
事業手法の検討	・性能発注の採用により、地理的要件や周辺環境に適したサービスを既存サービスと合わせて構築できる可能性が最も高い。 ・北川村の財政負担は、対価という性質で民間企業が実施するサービスを購入するため、効率が上がり、北川村の初期コストの負担軽減につながる。 ・長期契約や対等契約によるリスク移転により、ライフサイクルコストの削減効果が見込めるとともに、北川村の毎年の事務負担の軽減につながる。
全国の事例調査	・事業方式については、BTO 方式が主な手法となっている。学校施設は非収益施設に分類され、民間企業が施設を所有するインセンティブが高くないため、BTO 方式が多くなっている。 ・事業期間に関しては、15～20 年を基準に設定されている。 ・官民連携手法を活用して、学校施設の複合化をするうえでの先進事例は複数あり、複合化する機能別に個別に事業を組み立てる必要がある。 ・小規模自治体における官民連携手法の活用は事例があるが、施設の種類によって手法は精査する必要がある。
サウンディングの結果	・学校施設だけではなく、村民会館の機能を含め共用部分やラーニングコモンズ、地域食堂など学校施設外も含めた複合施設になる場合は、設計、施工、維持管理、運営を別々に発注する従来方式ではなく、一括発注をする PFI が向いている。 ・コスト面では、維持管理運営までを一括発注する PFI の方が、ライフサイクルコストが削減される。 ・事業期間は 15 年程を想定。大規模修繕の官民の役割分担ができて、リスク分担の明確な整理ができていれば、事業者としては長い期間の事業はメリットであるため、長くしてもらうメリットはある。
定性的評価	・職員が限られる中で、長期契約をすることで行政事務コストが低減される。 ・要求水準書の中に、事業を実施するうえで発生する遊休公的不動産の利活用を盛り込むことが可能になる。

北川村の課題解決	・空き教室等の管理など学校施設の運用や施設運用に関して、教職員の事務負担が軽減される。
VFM	・VFM は PFI（BTO 方式）手法と DBO 手法はともに 6.8%となっていることから、財政負担の軽減が図れる。

以上の踏まえると、北川村で官民連携手法を実施する場合、**PFI（BTO 方式）をより優先的に検討していく**方向が考えられる。また、DB、DBO 手法も VFM が出ていることから、併せて検討していくことが望ましい。北川村の課題として、限られた職員の中で行政事務コストを長期的に削減することや複合施設としての学校の運用を一括して民間事業者に委託して教職員等の事務コストを低減することによって、教育に専念できるようにすることを踏まえると、PFI 手法が望ましいと考える。実際に、民間事業者側の意見としても、PFI 手法で実施することに対してほぼ前向きな意見となっていることも事業推進には重要な点である。事業方式については、学校施設は収益施設ではないため、全国の事例を鑑みても、北川村からの対価によって事業を実施する BTO 方式が事業構築上望ましいと考えられる。また、VFM も算出し、6.8%の数値が出ていることからも従来型よりも財政負担の軽減が図れることも PFI 手法で進めることの判断材料の一つになる。さらに、仮の VFM として位置付けられるため、今後事業化していく中で VFM も高くなっていくものと思われる。

一方で、今回教育サービスの官民連携の方向性も検討してきた。個別に民間事業者と連携できる部分については、学校施設の整備等とは同時並行的に進めていくべきであるが、今後学校施設の整備等の事業化を進めていく過程においては、授業内における教育サービス会社との官民連携や放課後の時間の充実について北川村の教育のあり方と照らして必要な事業を検討していく必要がある。そのため、基本的な事業スキームを PFI（BTO 方式）にしつつ、学校時間内、学校時間外における教育サービスの充実化について、事業の中にどこまで含めていくのかは事業構築段階で検討する項目になる。官民連携手法を実施する場合、学校施設の整備事業を通して、子どもも大人も、先生も役場職員も前向きに教育に取り組むことができる環境整備をするための PFI（BTO 方式）を北川村独自にカスタマイズしていくことが事業化段階では重要である。

◎：より優先的に検討、○：優先的に検討、△：考慮する

項目	従来型	DB、DBO	PFI (BTO)	PFI (BOT)	リース
評価	△	○	◎	△	△

第６章　今後の事業スケジュールと今後検討すべき課題

１．ロードマップ

（１）想定プロセス（PFI 法に則った場合）

官民連携手法は、一般的に事業の持つ特性や目的などに合わせて事業プロセスや事業スキームを設計・構築し実行することで、最大の効果を得ることができる。従って、他事例や各種ガイドラインのとおりだけでは最大の効果を得ることができない。本事業の整備について、PFI 手法を前提として進めることを想定すると、北川村の教育の方向性や教育施設の方向性に合致した形で、より民間企業のノウハウや技術が活かされる事業プロセスの構築が必要となる。現時点での想定されるプロセスは、次のとおりとなる。

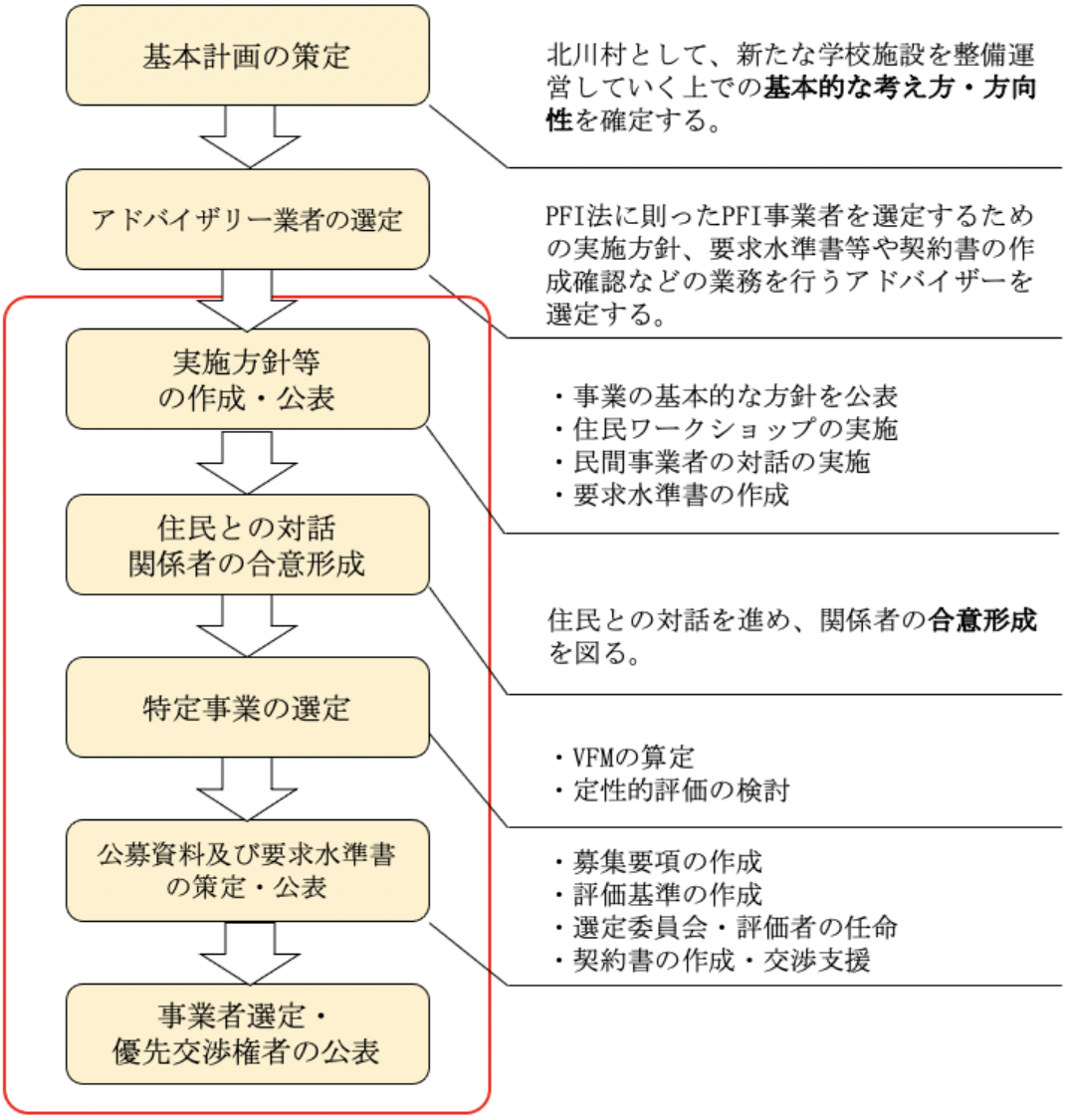

（2）事業化に向けたスケジュール

事業化から事業開始までに要する期間は、各作業の進行速度や意思決定にもよるが、およそ 1 年半から 2 年の期間を要する。なお、事業を実施する際には、議会開催のタイミングなどが、スケジュールに大きな影響を与えることに留意する必要がある。さらに、事業の実施にあたっては、弁護士などのテクニカルアドバイザー等の外部専門家の支援が必須である。

・事業スケジュール

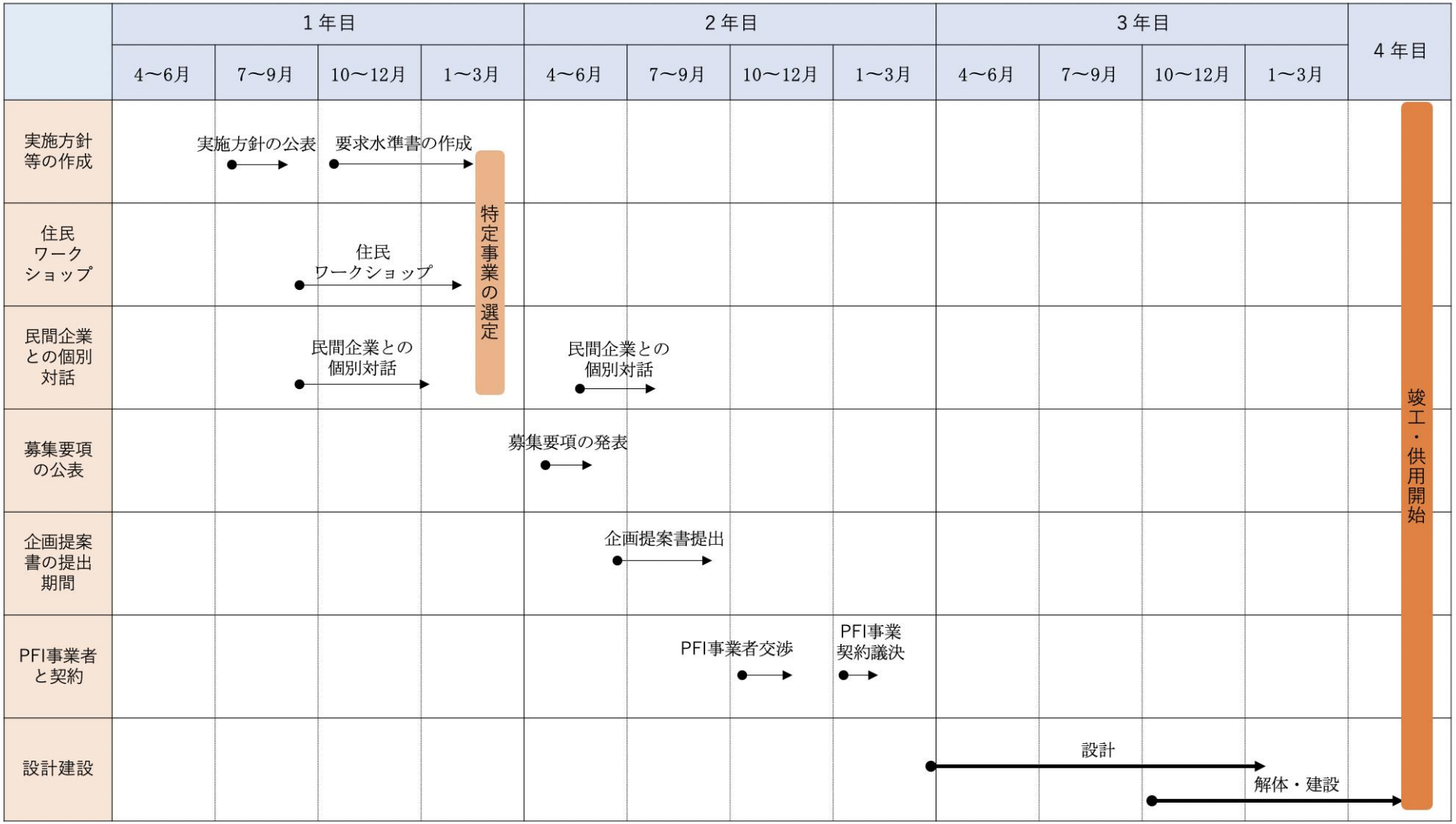
1年目
2年目
3年目
4年目
4～6月
7～9月
10～12月
1～3月
実施方針等の作成
実施方針の公表
要求水準書の作成
特定事業の選定
住民ワークショップ
住民ワークショップ
民間企業との個別対話
民間企業との個別対話
民間企業との個別対話
募集要項の公表
募集要項の発表
企画提案書の提出期間
企画提案書提出
PFI事業者と契約
PFI事業者交渉
PFI事業契約議決
設計建設
設計
解体・建設
竣工・供用開始

２．今後検討すべき課題

（１）複合施設の範囲の設定

基本計画では、北川村が目指す教育の方向性、教育施設の方向性、その施設を整備するうえでの官民連携手法の方向性について整理した。一方で、施設については、まだ確定できていない部分があるため、今後事業化を目指す過程で住民ワークショップや児童・生徒とのワークショップを経て、北川村のこれからの教育にとって必要である施設・機能を確定させる必要がある。

（２）公的不動産の有効活用

本計画を進めていくうえで、みどり保育所の小学校・中学校の校舎との複合化が検討されている。その場合、現在みどり保育所の立地場所が遊休地となり、今後利活用の方法が検討されることになる。地方自治体が持つ遊休公的不動産の利活用は全国でも課題であるが、今後北川村として別の事業で利活用を進めるのか、本事業の枠組みの中で進めるのかは全庁的に検討していく必要がある。

（３）資金調達について

北川村では、主要な財源である過疎対策事業債の利活用を進めていき、自己財源の圧縮を進める必要がある。一方で、施設整備費だけではなく、教育サービスの充実化を進めていくために、教育サービス会社が財団の資金と連携して事業を進める事例もあることから、積極的に民間事業者とコミュニケーションを進めていく必要がある。また、企業版ふるさと納税や一般的なふるさと納税の活用も進めて、新たな財源を確保していく必要がある。

（４）庁内体制の仕組み

基本計画段階では、教育委員会主導で事業を進めてきたが、今後は財源の確保や他の部署との連携など北川村役場全体で事業を進めていく必要がある。本事業は、北川村の将来への投資でもあることから、プロジェクトチームを組成して事業を進めていく必要がある。その際には、官民連携事業の内容や方向性がある程度見えてきた時点で、議会へも勉強会や説明会といった機会を設けることが効果的である。全村的に学習と合意形成を図りながら、外部アドバイザーや PFI 事業の経験がある自治体との連携を密に行いながら進める必要がある。

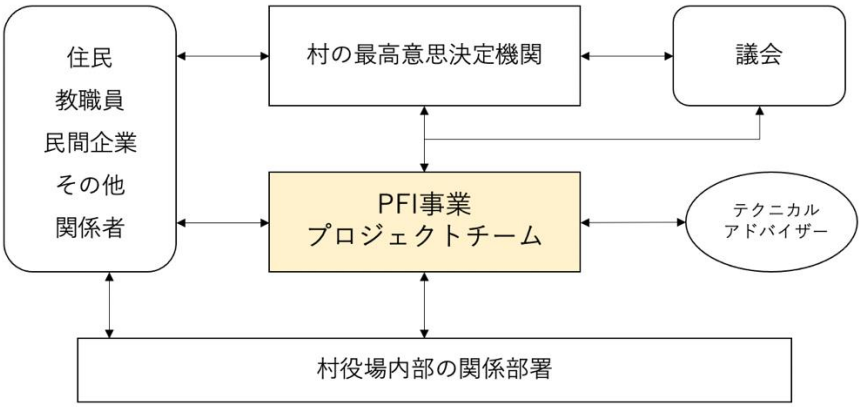

（５）地域を巻き込んだ事業推進方法の構築

北川村役場におけるプロジェクトチームだけではなく、地域を巻き込んだ事業の進め方が重要になってくる。本事業では、村民会館の複合化も同時に検討をしていることから、村民が施設を自分の施設であると共感できるような仕掛けをハード整備の検討と同時に進めていき、ビレッジプライド*を醸成していくことが重要である。また、PFI 手法で実施する場合、地元の事業者や地域の活動団体が事業の主体となることは可能になるため、地元勉強会などを実施し、幅広く情報発信をし、参画を促すようにすることも重要になる。

＊自分たちで地域をより良くしていこうとする前向きな意識

参考資料

別添「資料編」に収録。